

# 陸前高田市 子ども・子育て支援事業計画(第2期)

令和2年3月





# 目次

第1章 計画の概要について	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画策定の位置づけ	4
3 関連計画との位置づけ	4
4 計画期間	5
5 計画の策定体制	5
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況	6
1 現状	6
(1) 人口の推移	7
(2) 年齢3区分別人口の推移	7
(3) 児童数の推移	8
2 子育て環境	9
(1) 保育所	9
(2) 認定こども園	10
(3) 小学校・中学校	10
(4) 放課後児童クラブ	11
(5) 地域子育て支援拠点事業	11
3 子どもと子育ての様子（調査結果）	12
【子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果】	12
(1) 調査の概要	12
(2) 主な調査結果	13
【子どもの生活アンケート結果】	21
(1) 調査の概要	21
(2) 主な調査結果	22
【中学生向け調査】	23
【保護者向け調査】	24
第3章 計画の基本的な考え方	28
1 計画の基本的な考え方	29
(1) 子どもの権利の尊重	29
(2) 子育て家庭への支援	30
(3) 地域全体で子育て支援	31
2 基本方針	32
第4章 施策の展開	34
1 子どもの権利の尊重	35
2 子育て家庭への支援	39
3 地域全体で子育て支援	43

第5章 教育・保育施設及び地域子ども子育て支援事業の充実 -----	45
1 市町村子ども・子育て支援事業計画について -----	45
2 教育・保育提供区域 -----	46
3 教育・保育の確保方策の概要 -----	47
4 教育・保育の需給計画（量の見込みと確保方策） -----	49
(1) 教育利用に係る量の見込みと確保方策 -----	51
(2) 保育利用に係る量の見込みと確保方策（地区別） -----	53
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策 -----	69
(1) 地域子ども・子育て支援事業の確保方策（整備計画）の概要 -----	69
(2) 地域子ども・子育て支援事業の需給計画（量の見込みと確保方策） -----	70
(3) 確保の考え方 -----	72
 第6章 放課後子ども総合プランに基づく行動計画	
1 趣旨・目的 -----	73
2 行動計画 -----	73
 第7章 計画の推進 -----	75
1 推進体制 -----	75
2 計画の広報・啓発 -----	75

# 第1章 計画の概要について

# 第1章 計画の概要について

---

## 1 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化・核家族化の進行、経済の低成長、地域の連帯感の希薄化などにより、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化してきました。

このような中、国においては「エンゼルプラン」（平成6年度）、「少子化対策推進基本方針」及び「新エンゼルプラン」（平成11年度）などにより、少子化対策を推進してきました。しかし、以前として出生率の低い状況は続いており、1人の女性が生涯に生む子どもの数の平均値である合計特殊出生率は、平成17年度に1.26と過去最低を更新しました。以後、横ばいもしくは微増傾向が続いていますが、平成30年時点では、1.42と依然低い水準で推移しています。

このため、子どもを産みたい人が安心して健やかに産み育てることのできる社会、子育てをする人が子育てに伴う喜びを実感できるような社会を形成していくことが、より重要な環境となっています。

こうした少子化の流れを変えるため、平成15年7月には「次世代育成支援対策推進法」が制定され、本市では、平成17年3月に従前の「陸前高田市児童育成計画」（以下「児童育成計画」という。）の見直しを行い、前期行動計画を策定し、その推進を図ってきました。さらに、平成22年には前期計画の成果や課題を踏まえ、平成22年度から平成26年度を計画期間とする新たに後期の児童育成計画を策定し、地域における子育て支援や子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備などに努めてきたところです。

そうした中、平成24年8月に子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）が成立し、公布されました。子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度では「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という認識の基に、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進することとしており、平成27年4月に施行されました。

本市においては、平成28年4月にこれまでの次世代育成支援対策の取り組みの進捗状況、課題を整理し、それまでの児童育成計画を引き継ぐ計画として「陸前高田市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、平成29年度に中間見直しを行いました。

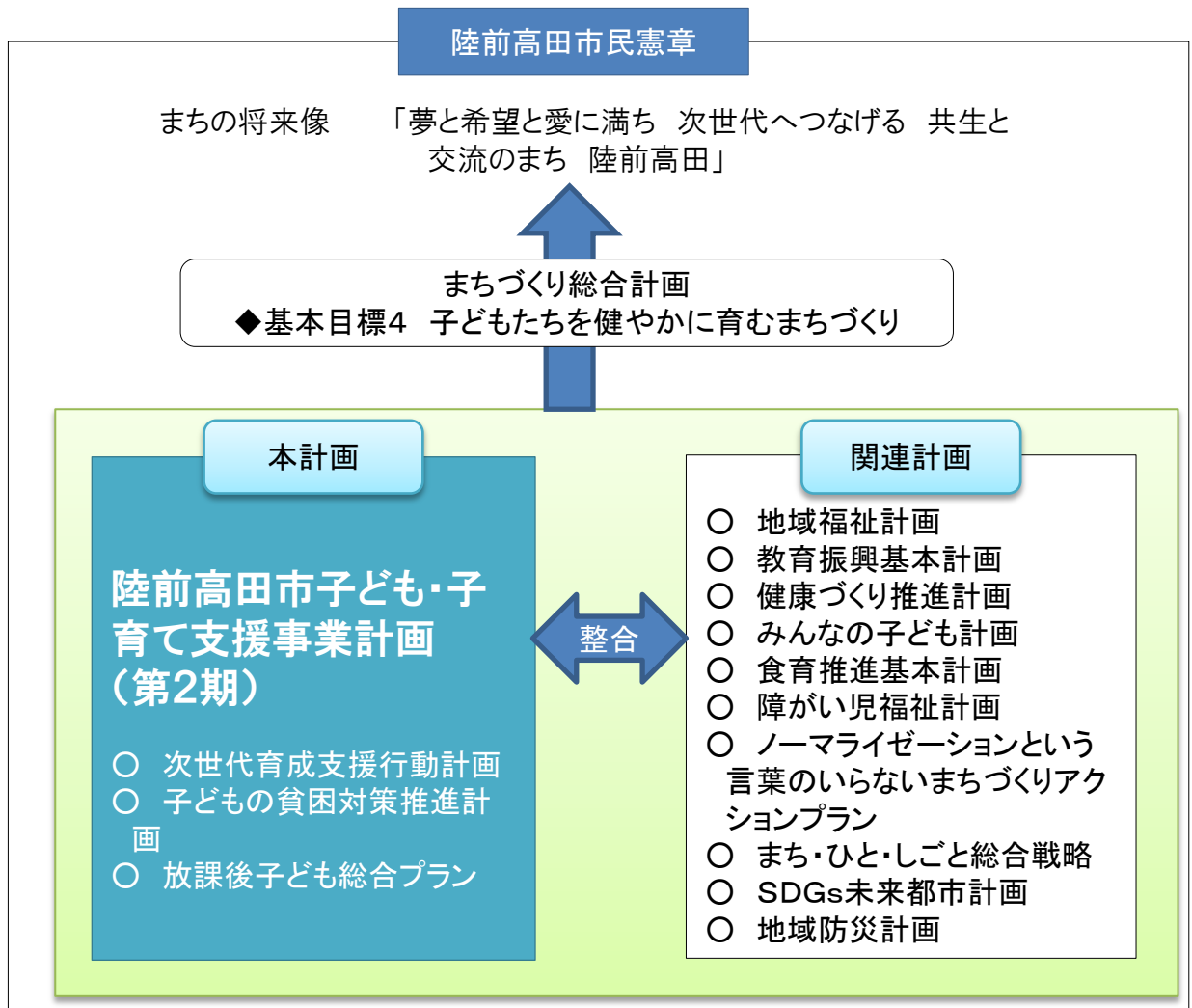
第1期計画が令和元年度に終了することに伴い、引き続き子ども・子育て支援を継続的に推進していくために、新たに「子ども・子育て支援事業計画（第2期）」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

## 2 計画策定の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、すべての子どもたちと子育て家庭を対象に、陸前高田市が令和2年4月から進めていく子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示したものです。なお、この計画において「子ども」とは、概ね18歳以下、「小学校就学前子ども」とは、小学校就学の始期に達するまでの子どもをいいます。

また、本計画は、同時に次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画（以下「次世代育成支援行動計画」という。）にも位置づける計画と、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条の2に定める市町村計画（以下「子どもの貧困対策推進計画」という。）、また放課後子ども総合プランの市町村計画として定めることとし、その他の諸計画など、子どもの福祉や教育に関する計画とも整合性を図り、子ども・子育て支援を充実させていくこととします。

## 3 関連計画との位置づけ



## 4 計画期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づいて定められた基本指針に即して、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

ただし、社会・経済情勢の変化や、陸前高田市の子どもと家庭を取り巻く状況や保育ニーズの変化に合わせ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

令和2年度	3年度	4年度 (中間見直し)	5年度	6年度
計画期間				

## 5 計画の策定体制

### (1) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、子育ての状況や生活の実態、幼児期の教育・保育に対するニーズ等を把握するため、小学生以下の子どもがいる世帯を対象に、令和元年5月から6月に、「子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査」を実施しました。

### (2) 子ども・子育て会議の開催

保護者や子ども・子育て支援関係者等の意見を反映させるため、市長の付属機関である「陸前高田市子ども・子育て会議」において、審議を行いました。

### (3) パブリック・コメントの実施

市民の皆さんからのご意見をいただくため、令和2年2月17日から3月17日までの間、パブリック・コメントを実施しました。

## 第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

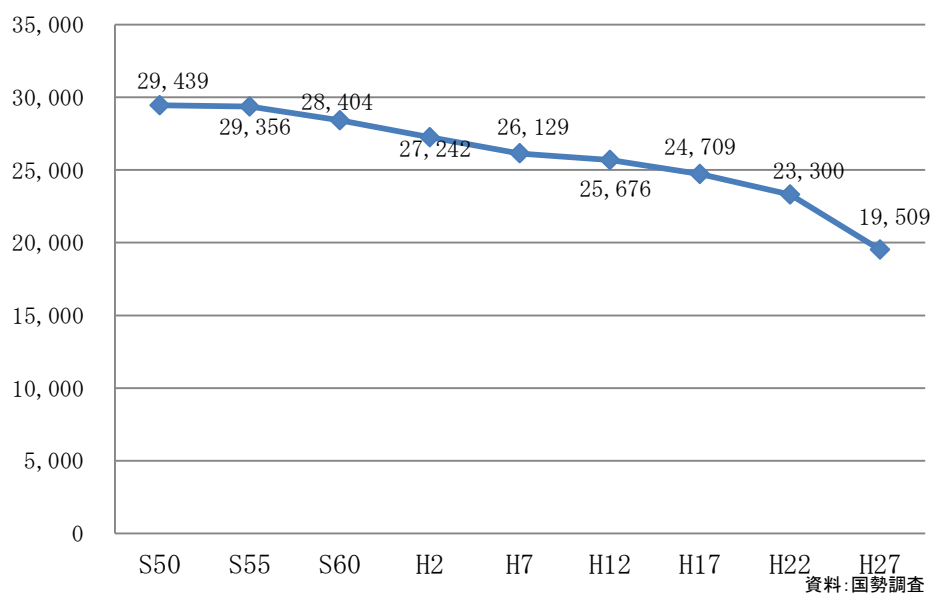
## 第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

### 1 現状

#### (1) 人口の推移

当市の人口は、市制行後の35,186人をピークに人口減少が続いています。平成元年以降は、それまでの転入者数を転出者数が上回る社会減に加え、出生者数を死亡者数が上回る自然減となり、急速に人口減少が進行する状況となっています。

人口の推移



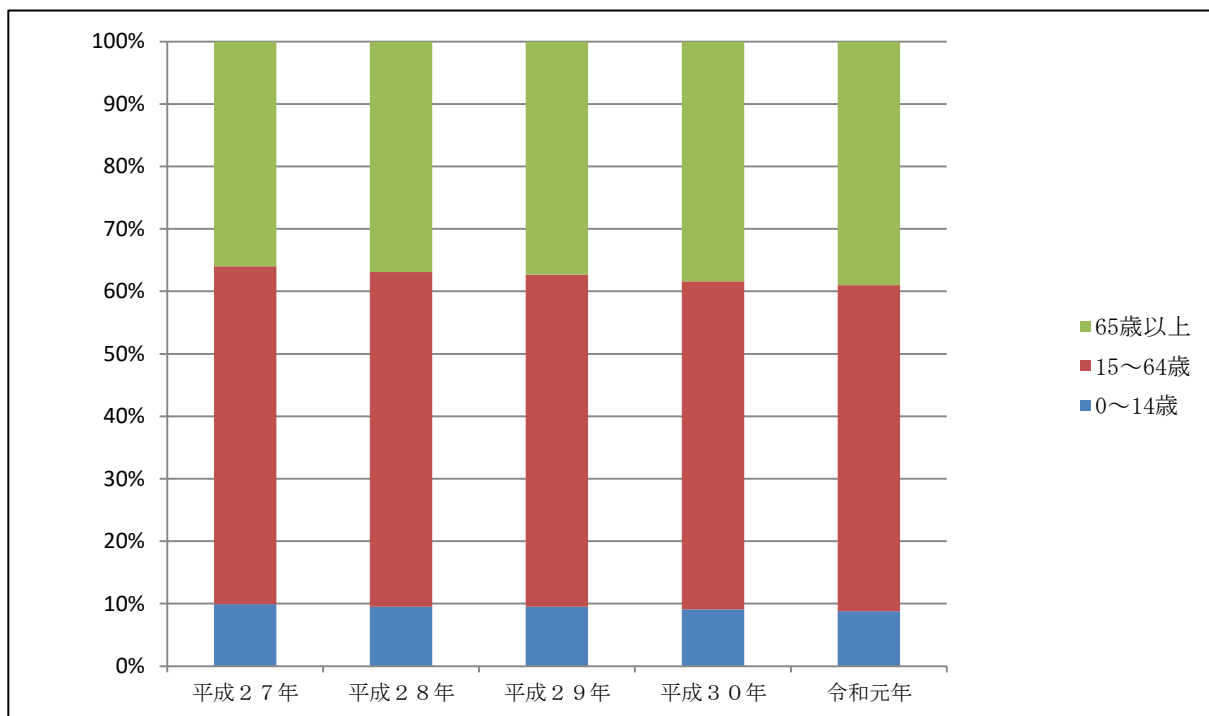
特に平成23年3月11日には東日本大震災が起これ、死者1,556人、行方不明者205人となったほか、その後の厳しい居住環境から2,000名余が転出し、令和元年10月1日現在は人口が18,959人となっています。

## (2) 年齢3区分別人口の推移

人口を年齢3区分別にみると、令和元年10月1日現在、年少人口（0～14歳）は1,667人（8.8%）となっており、平成22年と比べると、1,000人以上の減少となっています。

一方で、65歳以上の人口は東日本大震災の影響で減少となったものの、高齢化率は平成26年度には35%を超え、その後令和元年度には39%、令和2年度には40%となると予想されます。

年齢3区分別人口の推移



区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
0～14歳	1,997	1,901	1,870	1,751	1,667
	9.9%	9.5%	9.5%	9.1%	8.8%
15～64歳	10,942	10,674	10,461	10,096	9,895
	54.1%	53.6%	53.2%	52.5%	52.2%
65歳以上	7,269	7,356	7,342	7,386	7,397
	36.0%	36.9%	37.3%	38.4%	39.0%
総人口	20,208	19,931	19,673	19,233	18,959

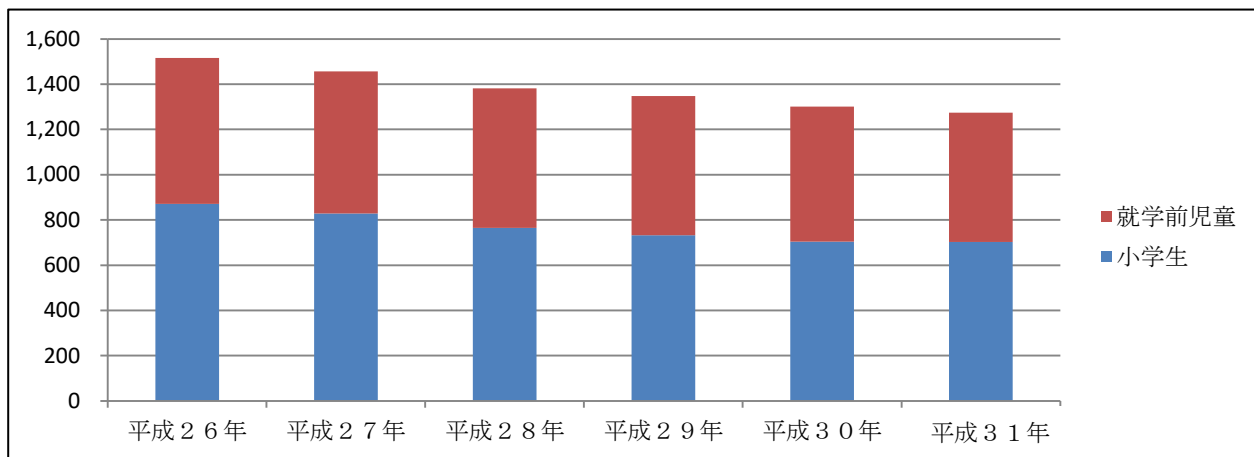
資料:住民基本台帳

### (3) 児童数の推移

就学前児童数は平成22年度の867人と比べ、平成31年4月1日現在、275人減少し、592名となっており、減少率は31.7%となっています。

小学生では、平成22年度の1,211人と比べ513人減少し、698名となっており、減少率は42.3%となっています。

0～11歳の人口の推移（単位：人）



区分		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
就学前児童	0歳	98	94	109	107	92	89
	1歳	108	107	96	104	99	96
	2歳	87	113	105	98	105	102
	3歳	100	94	110	103	97	103
	4歳	128	105	99	111	105	96
	5歳	116	132	104	97	114	106
	小計	637	645	623	620	612	592
小学生	6歳	123	118	135	106	96	113
	7歳	130	124	119	134	109	101
	8歳	140	131	124	119	135	107
	9歳	149	143	132	122	118	139
	10歳	180	148	143	134	117	121
	11歳	169	181	150	139	132	117
	小計	891	845	803	754	707	698
合計	1,528	1,490	1,426	1,374	1,319	1,290	

## 2 子育て環境

### (1) 保育所

通常保育の状況については、平成31年4月1日現在、公立保育所では定員251名に対し入所児童数は207名で保育率82.4%、法人立保育園では定員290名に対し入所児童数は272名で保育率93.7%となっています。その他の保育状況については、公立保育所では、一時保育及び障がい児保育の取り組みは全施設で行い、土曜の午後保育についても高田、小友、気仙の3施設で取り組んでいます。平日の延長保育については行われていません。

法人立保育園では、一時保育、障がい児保育及び土曜の午後保育の取り組みを全施設で行い、平日の延長保育については広田、米崎、竹駒の3施設で取り組んでいます。

保育施設名	開設年月	建設年月	定員	入所数 (平成31年4月1日現在)	設置主体
高田保育所	昭和33年4月	平成28年5月	101人	103人	陸前高田市
小友保育所	昭和33年6月	平成13年3月	60人	63人	陸前高田市
気仙保育所	平成31年4月	平成31年2月	90人	38人	陸前高田市
広田保育園	昭和39年4月	平成27年3月	80人	69人	(社)市保育協会
米崎保育園	昭和39年4月	平成23年4月	90人	105人	(社)市保育協会
横田保育園	昭和43年4月	平成31年1月	40人	31人	(社)市保育協会
竹駒保育園	昭和45年11月	平成25年5月	50人	35人	(社)市保育協会
下矢作保育園	昭和44年4月	昭和44年4月	30人	32人	(社)市保育協会

資料:子ども未来課

公立保育所は、休所していた今泉保育所と長部保育所が統合し、「気仙保育所」として平成31年4月に開設しました。また、同時に休所中だった矢作保育所が廃止となり、現在3施設で保育を行っています。

施設は、東日本大震災により全壊した高田保育所の再建が平成28年度に完了し、今泉保育所は、平成30年度に再建されたことから、震災で被災した全ての保育施設の再建が完了しました。被災を免れた小友保育所は平成13年度に改築しております。

法人立保育園は現在5施設で保育を行っています。

施設は、被災した保育園では、竹駒保育園が平成24年度に、広田保育園も平成27年度に再建し保育を開始しています。被災を免れた米崎保育園は平成23年度に改築し、横田保育園は、平成30年度に改築を行いました。残る下矢作については施設の老朽化が進んでいます。

(2) 認定こども園

認定こども園は市内に1か所あり、再建された高田保育所内に平成28年6月に開設されました。保育所型の施設として設置し、幼稚園の機能を備えた施設として保育が行われており、令和元年4月1日現在3名の児童が入所しています。

施設名	開設年月	定員	設置主体
高田保育所	平成28年6月	40人	陸前高田市

資料:子ども未来課

---

(3) 小学校・中学校

平成31年4月1日現在、小学校を8校、中学校を2校設置しています。児童・生徒数は令和元年5月1日現在1,113名と、平成22年の1,877人と比べて764人減少となっており、減少率は40.7%となっています。

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校	833	796	750	709	697
中学校	544	526	489	456	416
合計	1,377	1,322	1,239	1,165	1,113

資料:学校基本調査

#### (4) 放課後児童クラブ

平成31年4月1日現在、市内には8つの児童クラブがあり、そのすべてが父母の会による運営です。

また、実施場所については、小学校の空き教室等となっています。

たけこま放課後クラブについては、施設の整備を行わなければ待機児童が発生するおそれがあることから、令和2年度に整備を行う予定です。

名称	対象学区	実施場所	在籍児童数
やどかり学童クラブ	高田小学校	高田小学校内	36
リトル学童クラブ	高田小学校	高田小学校内	33
りんご学童クラブ	米崎小学校	米崎小学校内	29
広田わかめっこクラブ	広田小学校	広田小学校内	36
たけのKo学童クラブ	横田小学校	横田小学校内	19
松ぼっくり学童クラブ	気仙小学校	気仙保育所内	18
たけこま放課後クラブ	竹駒小学校	竹駒小学校敷地内	20
放課後児童クラブおともっこ	小友小学校	小友小学校内	25

資料:子ども未来課

#### (5) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業については市内4カ所で行っており、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行っています。子育て相談員が子育てに関する不安や悩みについての相談に応じます。また、子育て支援に関する講習等を実施しています。

名称	実施場所	対象	開所時間
地域子育て支援センター あゆっこ	気仙町字三本松41-19 (気仙保育所内)	就学前の子どもと その家族	月曜から金曜 9:00~16:00
地域子育て支援センター にこにこ	広田町字天王前52 (広田保育園内)		月曜から金曜 9:00~16:00
おやこの広場 きらりんきっず	高田町字館の沖111 (アムウェイハウス内)		月曜から金曜 9:00~15:00
地域子育て支援センター たかた	高田町字中和野36-2 (高田保育所内)		月曜から金曜 9:00~16:00

### 3 子どもと子育ての様子（調査結果）

## 【子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果】

### （1） 調査の概要

#### 1 調査の目的

「陸前高田市子ども・子育て支援事業計画（第1期）」の期間が令和元年度に終了することに伴い、「陸前高田市第2期子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」を策定するため、保護者に対し子育て支援事業に関するニーズ量や子育て支援に関する市民ニーズを的確に把握するため実施しました。

#### 2 調査の対象者

就学前児童及び小学生の保護者（平成31年4月1日現在）

#### 3 調査実施方法及び期間

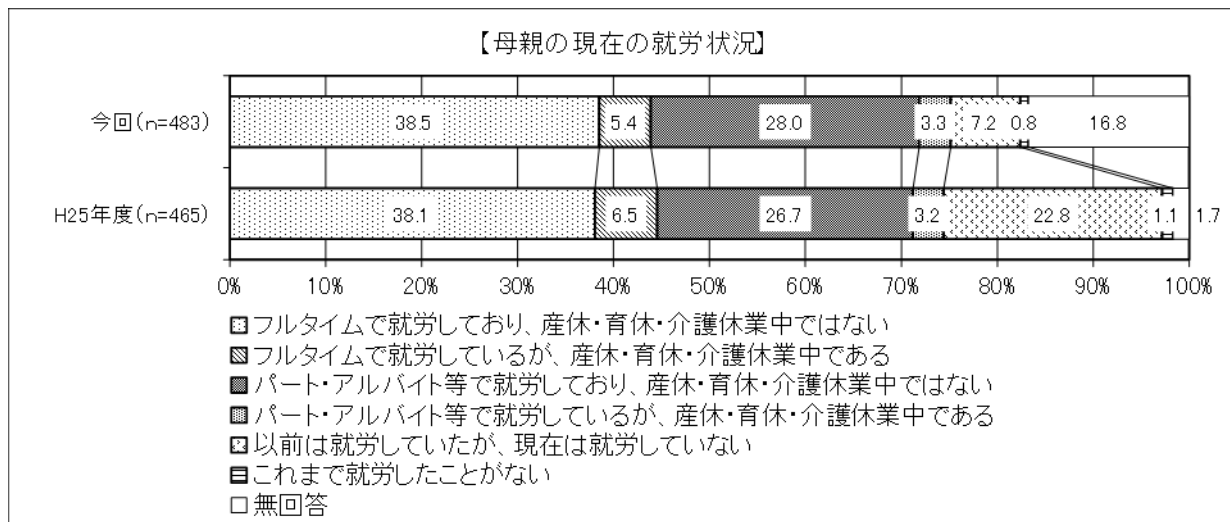
- (1) 調査実施方法 保育所・幼稚園・小学校の協力を得て配布・回収  
保育所・幼稚園に入園していない児童の保護者は郵送により配布・回収
- (2) 調査実施期間 令和元年5月30日（木）～6月14日（金）  
※7月3日（水）回収分まで集計

#### 4 配布・回収の結果

区分	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	610人	486人	486人	79.7%
小学生	730人	622人	618人	84.7%

## (2) 主な調査結果

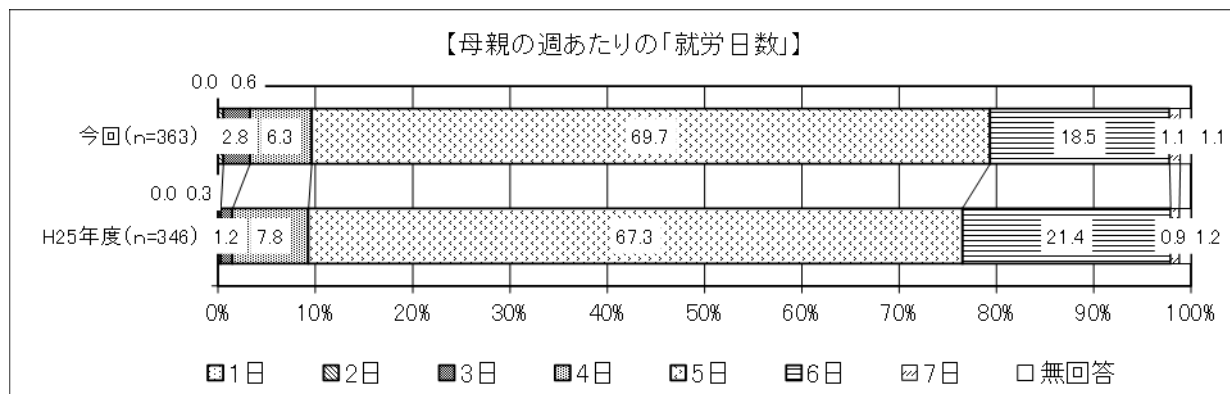
### ● 母親の就労状況



母親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が38.5%で最も比率が高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が28.0%となっています。「以前は就労していたが、現在は就労していない」は前回の22.8%から7.2%（15.6ポイント減）へと大幅に減少しています。

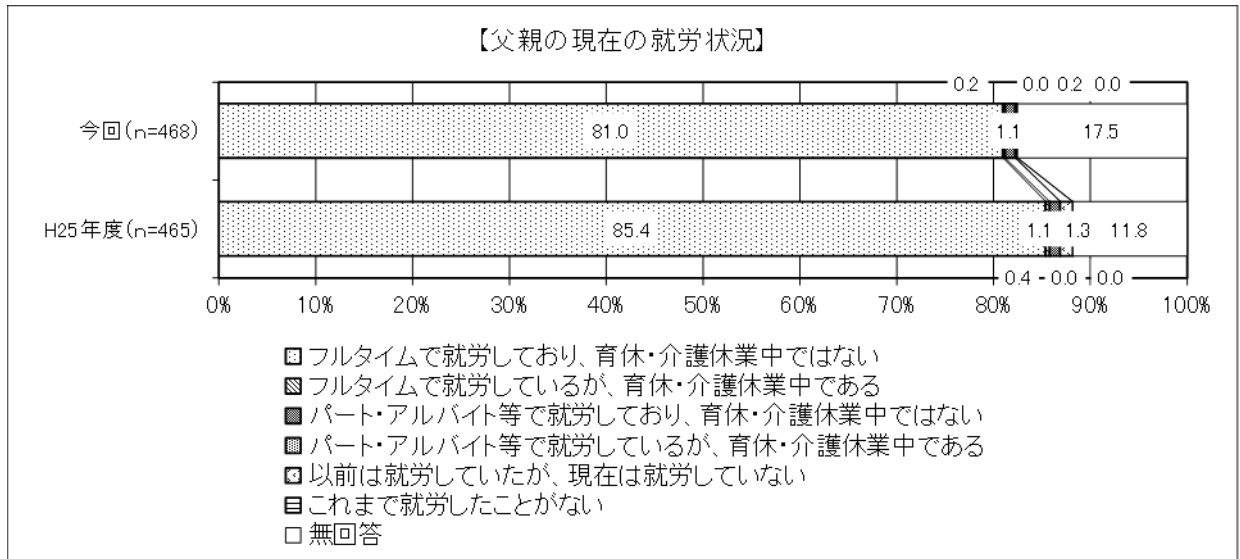
年齢別にみると、「フルタイム（育休等ではない）」は子どもの年齢があがるにつれ比率が高くなり“4歳”（45.9%）、“5歳”（50.0%）となっています。一方、“0歳”及び“1歳”では「以前は就労していたが現在は就労していない」で比率が高くなっています。

### ● 母親の就労日数



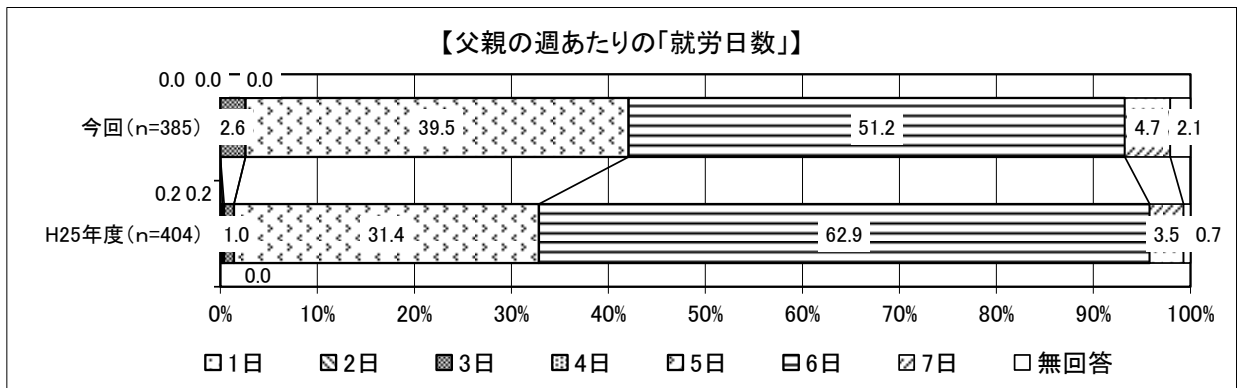
母親の週あたりの就労日数は、「5日」が69.7%で多数を占め、「6日」が18.5%、「4日」が6.3%、「3日」が2.8%と続いており、前回の調査と概ね同様の傾向となっています。

## ● 父親の就労状況



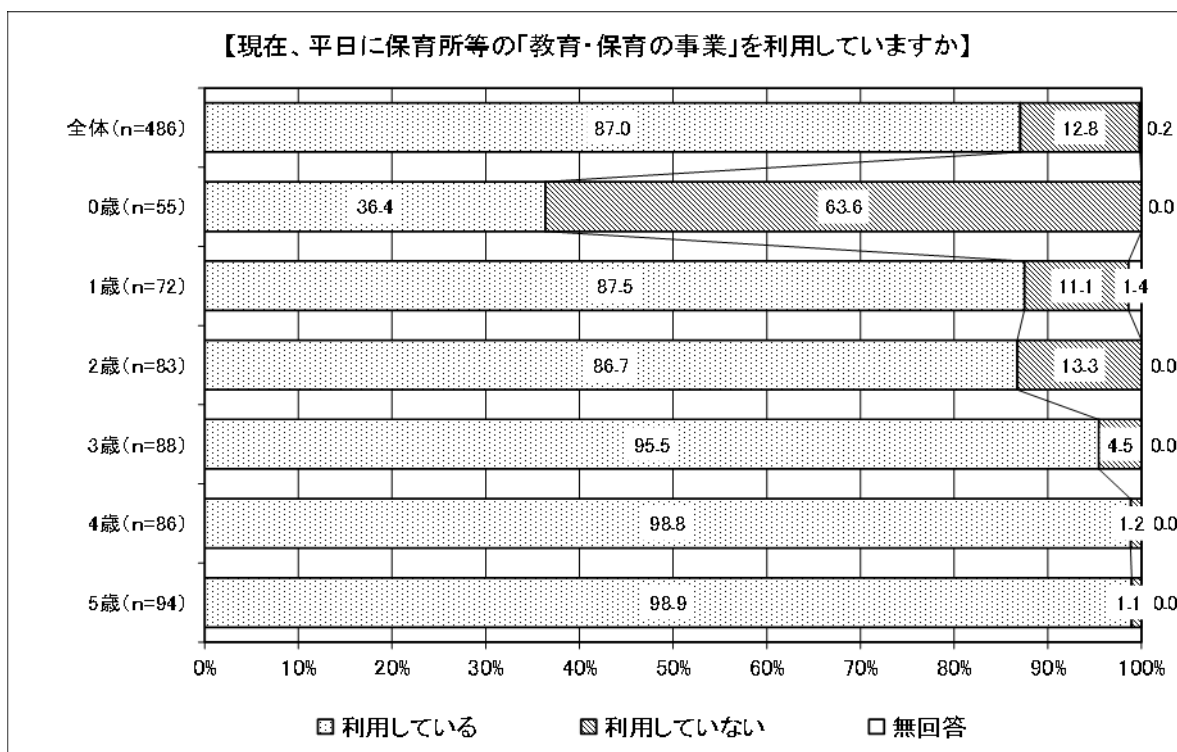
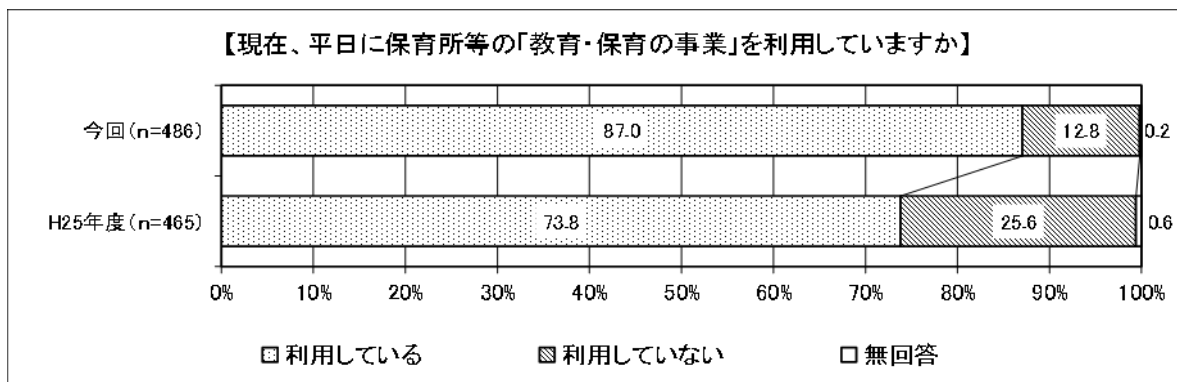
父親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が81.0%で多数を占め、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、育休・介護休業中ではない」が1.1%となっており、前回の調査と大きな変化は見られません。

## ● 父親の就労日数



父親の週あたりの就労日数は、「6日」が51.2%で最も比率が高く、次いで「5日」が39.5%、「7日」が4.7%などとなっています。

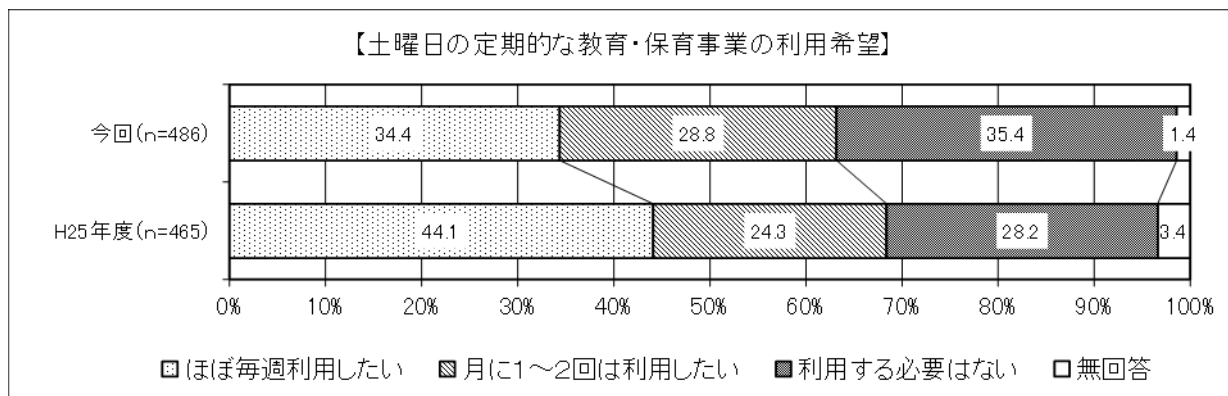
● 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について



平日の保育所等の教育・保育事業の利用は、「利用している」が 87.0%と多数を占め、「利用していない」は 12.8%となっています。前回の調査との比較では、「利用している」の比率が 13.2ポイント増加しています。

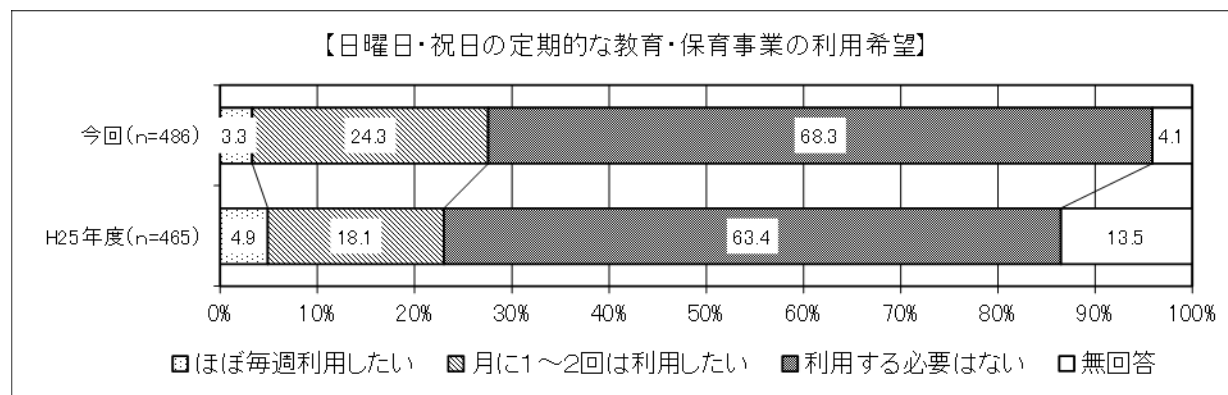
年齢別にみると、「利用している」は“0歳”は 36.4%となっていますが、“1歳～2歳”は 8割を超え、“3歳～5歳”はいずれも 9割を超える高い比率となっています。

## ● 土曜日の教育・保育事業の利用希望について



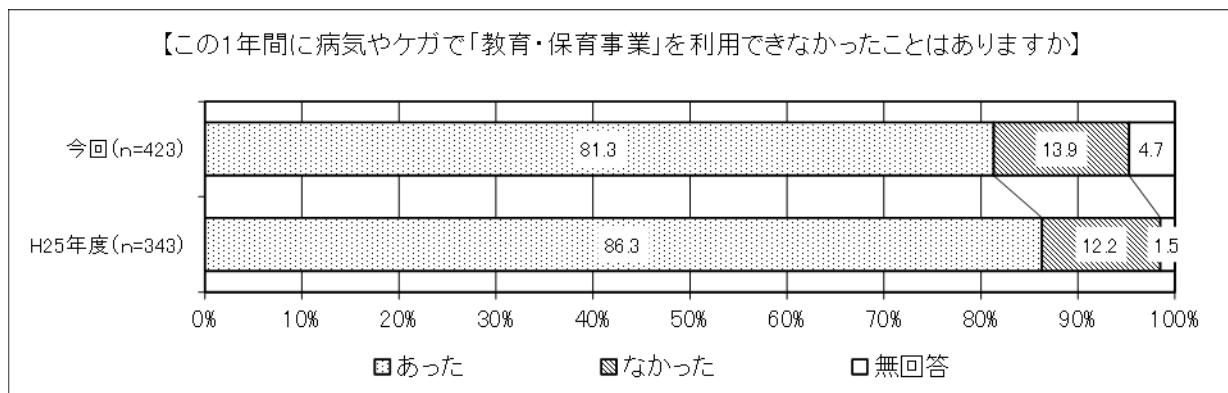
土曜日の教育・保育事業の利用希望については、「利用する必要はない」が35.4%で最も高く、次いで「ほぼ毎週利用したい」が34.4%、「月に1～2回は利用したい」が28.8%となっています。

## ● 日曜日の教育・保育事業の利用希望について

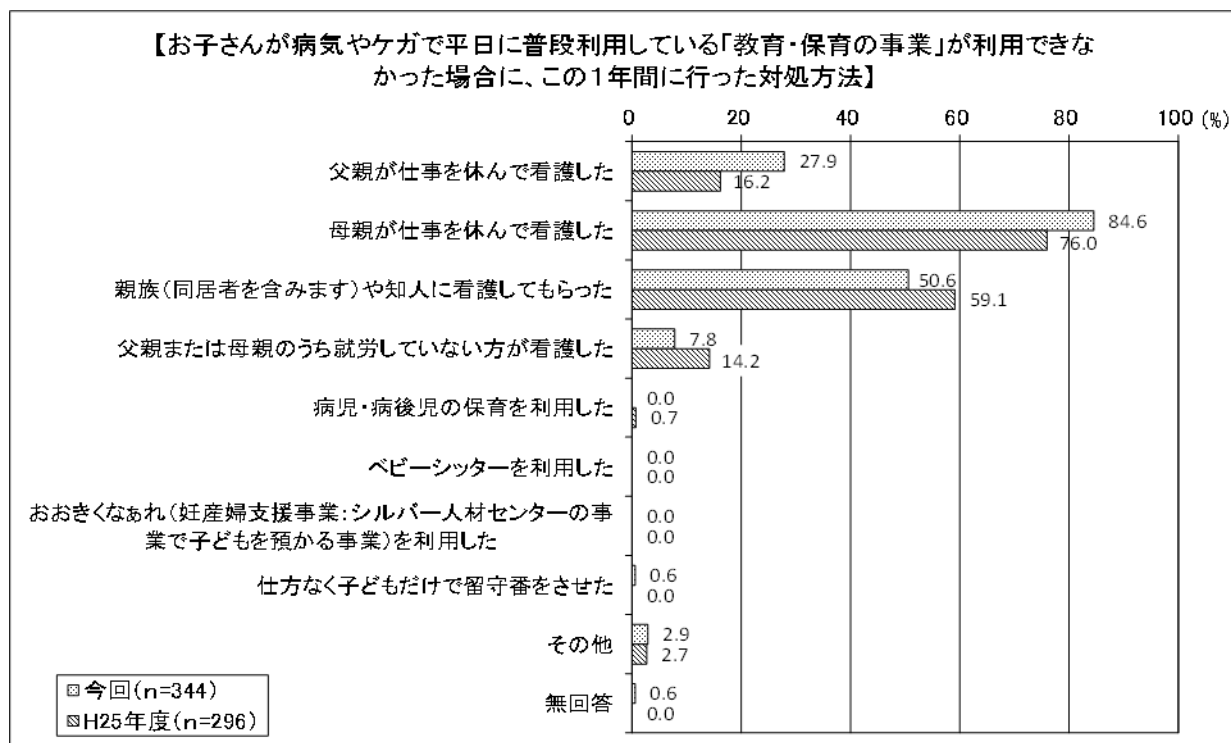


日曜日・祝日の教育・保育事業の利用希望については、「利用する必要はない」が68.3%と多数を占め、次いで「月に1～2回は利用したい」が24.3%、「ほぼ毎週利用したい」が3.3%となっています。

## ● お子さんが病気の際の対応について

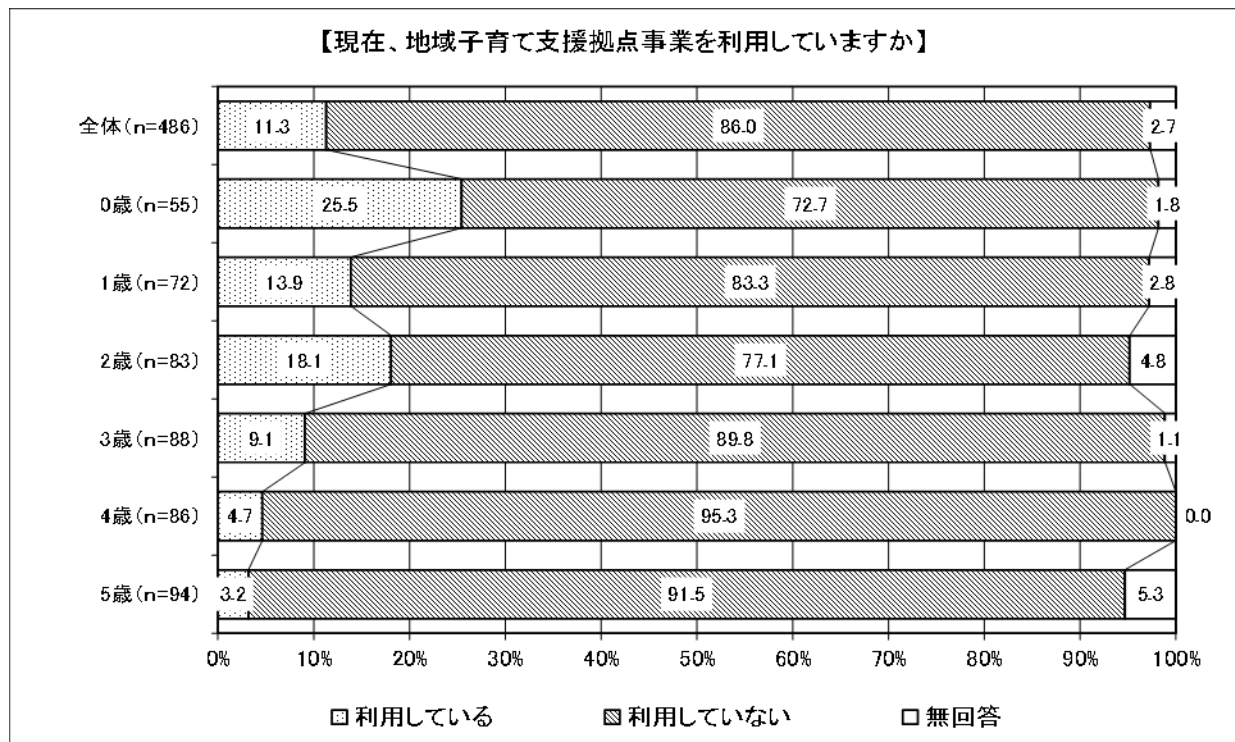
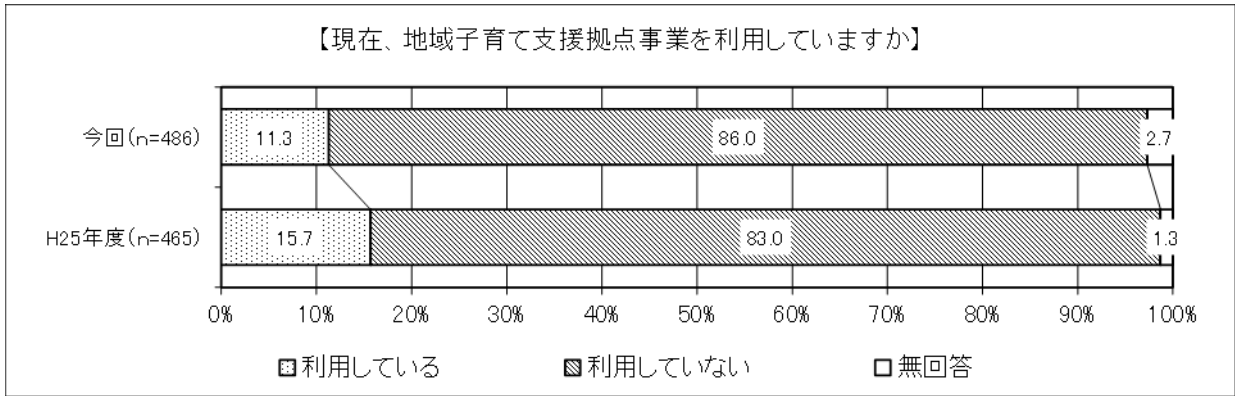


病気やケガで平日に普段利用している「教育・保育事業」が利用できなかったかについては、「あった」が81.3%、「なかった」は13.9%となっており、前回調査より「あった」の回答(86.3%)がわずかに下回る結果となっています。



病気やケガで教育・保育事業が利用できなかった場合は、「母親が仕事を休んで看護した」が84.6%で多数を占め、次いで「親族(同居者を含みます)や知人に看護してもらった」が50.6%、「父親が仕事を休んで看護した」が27.9%となっています。前回の調査と概ね同様の傾向にありますが、「父親が仕事を休んで看護した」は11.7ポイント、「母親が仕事を休んで看護した」は8.6ポイント、それぞれ前回より比率が高くなっており、両親の負担が増えています。

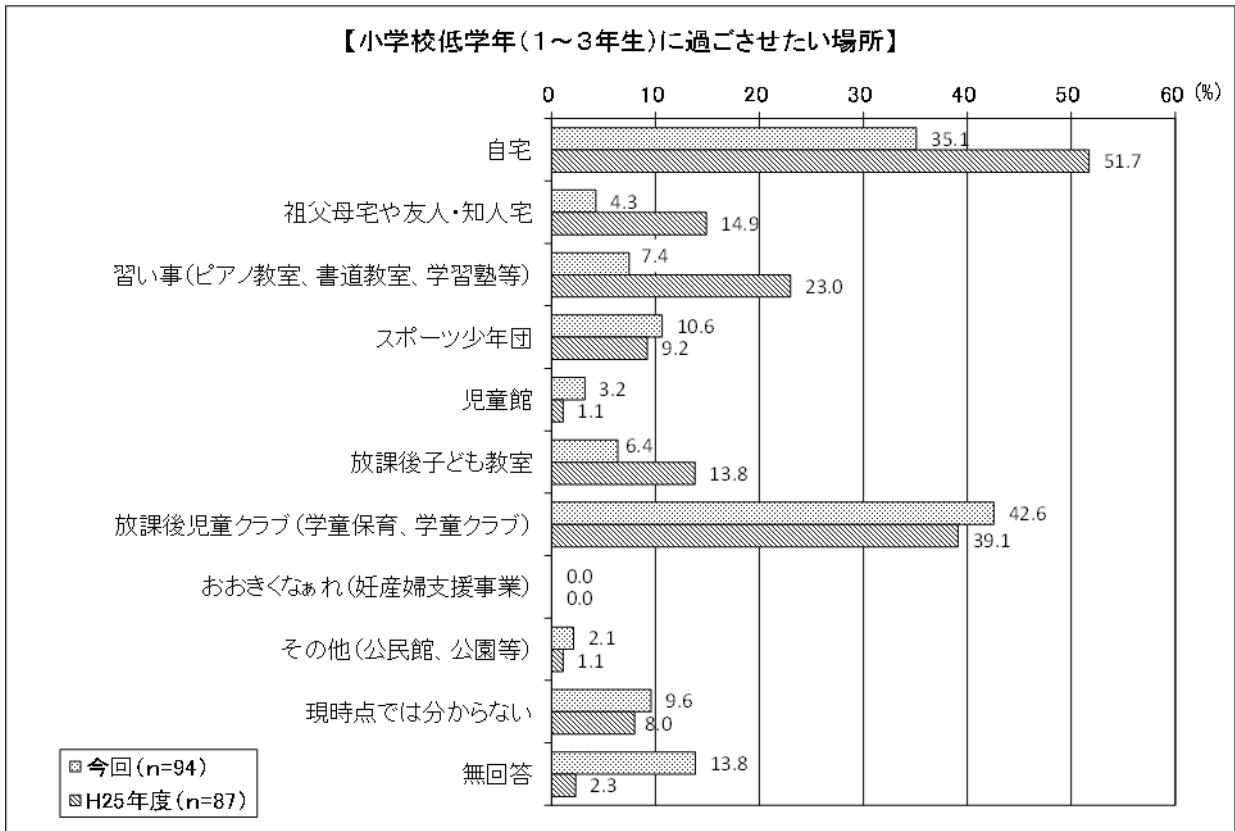
● 地域子育て支援拠点の利用状況について



地域子育て支援拠点事業の利用状況については、「利用している」が11.3%、「利用していない」が86.0%となっています。前回の調査と比較すると、利用している方が減少しています。

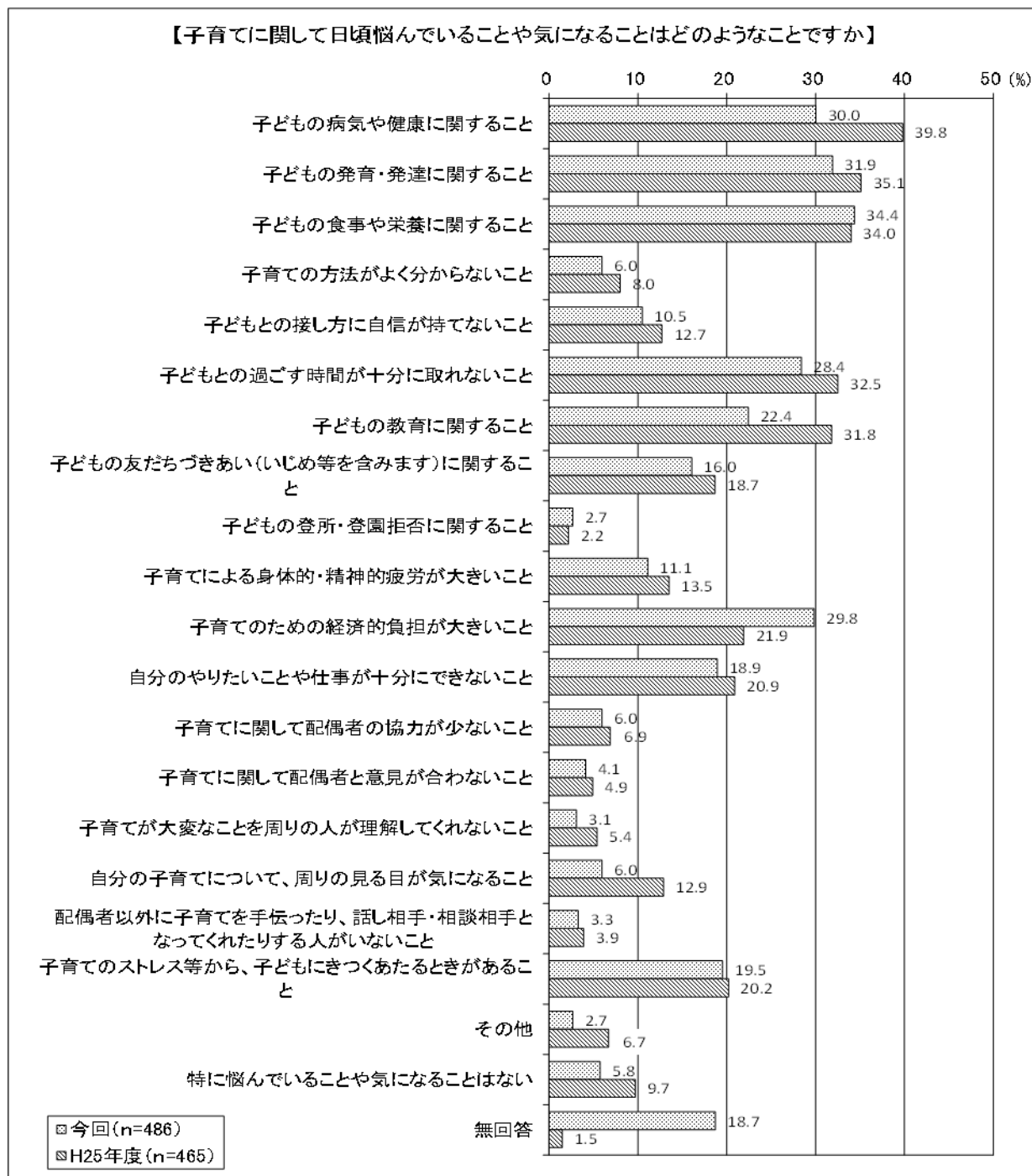
年齢別にみると、「利用している」は年齢が低いほど比率が高く、0歳は25.5%であるのに対し、5歳では3.2%となっています。

● 小学校就学後の放課後の過ごし方について（5歳以上のみ回答）



放課後（低学年（1～3年生））に過ごさせたい場所は、「放課後児童クラブ（学童保育、学童クラブ）」が42.6%と最も比率が高く、「自宅」（35.1%）、「スポーツ少年団」（10.6%）と続いています。前回調査と比較すると「自宅」や「祖父母宅や友人・知人宅」、「習い事（ピアノ教室、書道教室、学習塾等）」、「放課後子ども教室」は比率が減少し、「放課後児童クラブ（学童保育、学童クラブ）」は比率が増加しています。

● 子育てに関して日頃悩んでいることや気になること



子育てに関して日頃悩んでいることや気になることについては、「子どもの食事や栄養に関する  
こと」が34.4%で最も比率が高く、次いで「子どもの発育・発達に関すること」は31.9%、「子  
どもの病気や健康に関すること」が30.0%となっています。前回調査との比較では、前回より比  
率が低下する項目が多い中、「子育てのための経済的負担が大きいこと」は7.9ポイント増加し  
ています。

# 【子どもの生活アンケート結果】

## (1) 調査の概要

---

### 1 調査の目的

平成28年の国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は平成27年で13.9%となり、7人に1人が相対的な貧困の状況にあり、子どもの貧困は社会の共通課題となっています。

将来を担う子どもの育成は、人口減少、少子高齢化が全国より進行している本市においては、喫緊の課題であり、子どもの貧困の状況は、保護者の状態が子どもに直接影響を与える事から、震災による人口の減少や、保護者を亡くした児童のほか、事業所の被災により家庭の養育環境や経済状況が大きく変化した本市において、保護者の就労状況をはじめ、経済状況や子育てへの悩みについて、保護者及び児童本人への実態調査を実施し、本市の子どもの現状の把握と、支援へのニーズや必要性を把握することを目的とし、市内の中学生以下の子どもを持つ保護者と、中学生の全員を対象に「子どもの生活アンケート」を実施しました。

### 2 調査の対象

- (1) 保護者向け調査・・・平成29年11月1日現在で市内の小中学校・保育所（園）に通う児童・生徒の保護者と保育所園に未入所児の保護者全世帯
- (2) 中学生向け調査・・・平成29年11月1日市内の中学校に通う中学生全員

### 3 調査の方法

- (1) 保護者向け調査・・・市内の小中学校・保育所（園）に通う児童・生徒の保護者については、学校や保育所（園）を通じて調査票の配布・回収を行い、保育所（園）に未入所の保護者の方については、郵送により調査票の配布・回収を行いました。
- (2) 中学生向け調査・・・市内の中学校に通う中学生に、学校で調査票を配布、記入のうえ回収を行いました。

### 4 調査実施日

- (1) 保護者向け調査・・・平成29年12月1日～平成29年12月22日
- (2) 中学生向け調査・・・平成29年11月28日～平成29年12月16日

## (2) 主な調査結果

### ● 配布・回収率について

#### 【保護者向け調査】

	配布数	回収数	回収状況		回収率
			うち1人目	うち2人目以降	
中学生保護者	488	434	415	19	88.9%
小学生保護者	748	726	639	87	97.1%
未就学児保護者 (保育所(園))	497	445	372	73	89.5%
未就学児保護者(郵送)	190	111	105	6	58.4%
計	1,923	1,716	1,531	185	89.2%

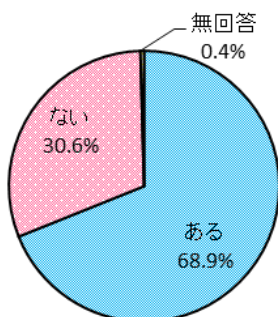
#### 【中学生向け調査】

	配布数	回収数	回収率
第一中学校	247	220	89.1%
気仙中学校	49	49	100.0%
高田東中学校	192	188	97.9%
計	488	457	93.6%

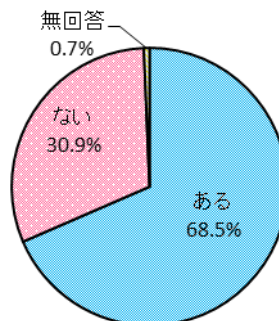
回収された調査票は、「保護者向け調査票」が1,716世帯1,531名分で回収率89.2%、「中学生向け調査票」が457名分で回収率が93.6%でした。

## 【中学生向け調査】

### ● 将来の夢の有無について

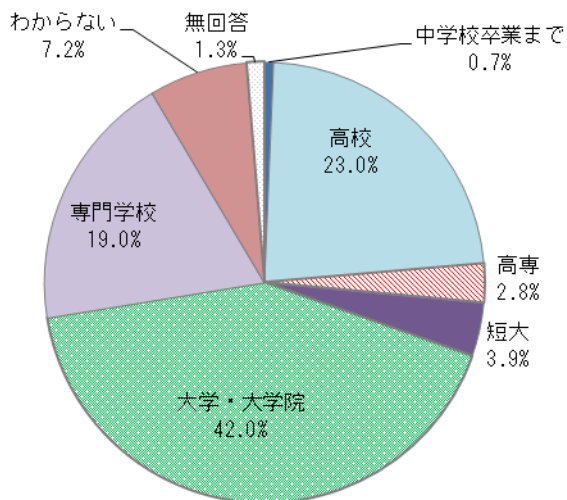


### ● になりたい職業の有無について



将来の夢がある人は68.9%、ない人は30.6%、無回答が0.4%でした。  
なりたい職業がある人は68.5%、ない人は30.9%、無回答が0.7%でした。

### ● 将来の進学希望について



将来の進学希望は、「大学・大学院」が42.0%、「高校」が23.0%、「専門学校」が19.0%となり、67.7%が高校卒業以上の進学を希望しています。

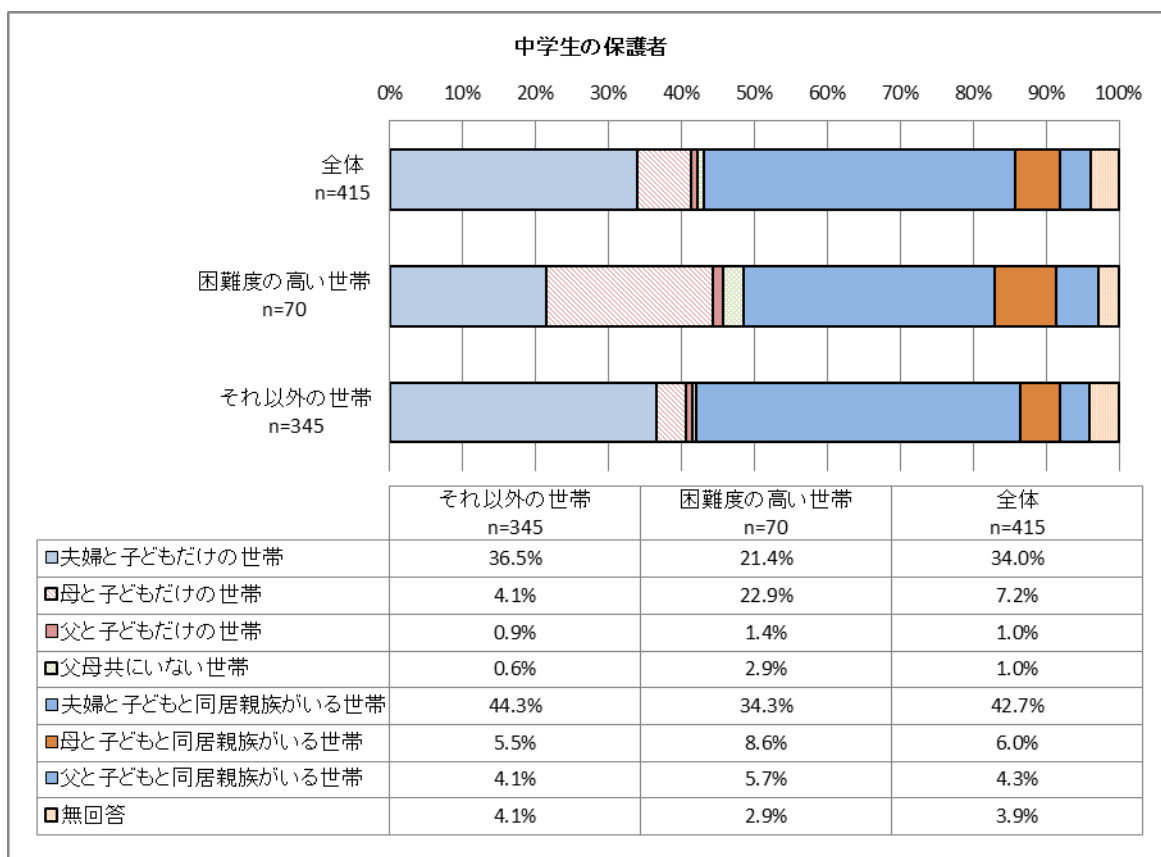
## 【保護者向け調査】

### ● 困難度の高さについて

	回収世帯数 (a)	生徒数	困難度の高い世帯 (b)	貧困率 (b/a)
中学生保護者	415	434	70	16.9%
小学生保護者	639	726	100	15.6%
未就学児保護者	477	556	47	9.9%

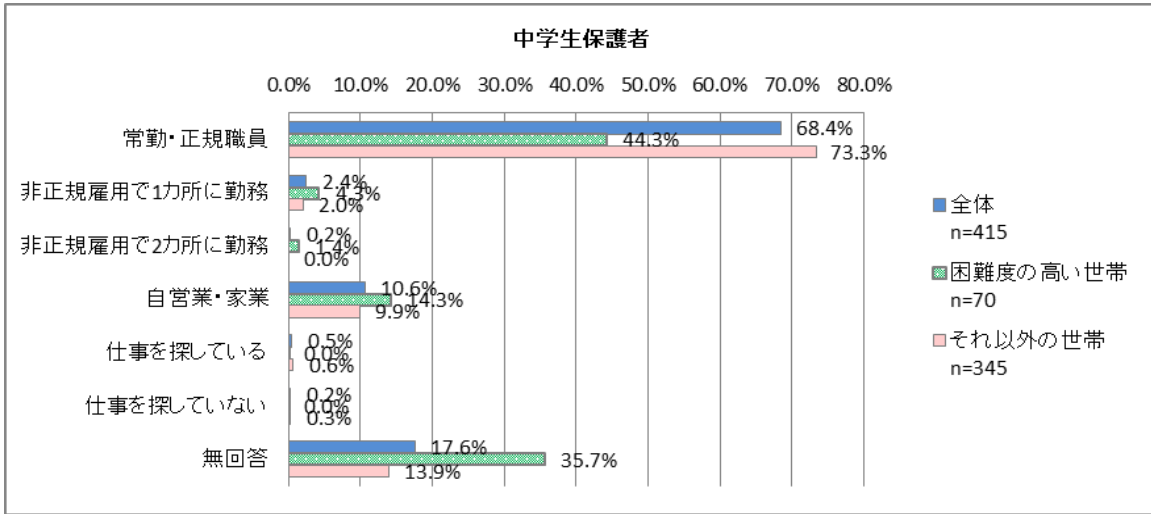
「困難度の高い世帯」とは、各調査対象別に、世帯の年収を世帯人員の平方根で割り、わが国における平成27年の貧困線（122万円）を下回っている世帯を「困難度の高い世帯」としました。

### ● 家族構成について

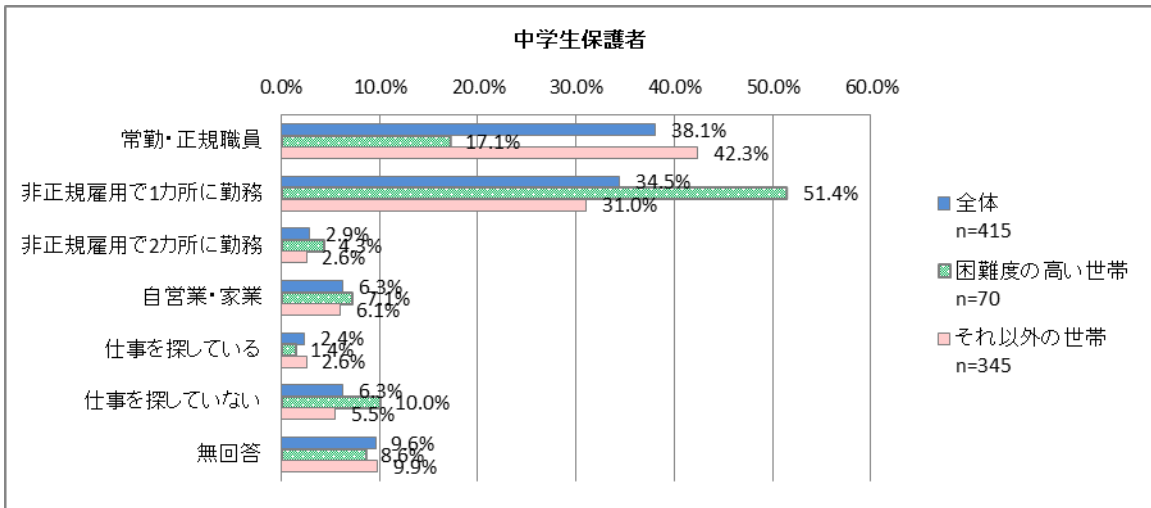


家族構成は、“母と子どもだけの世帯”が高くなっています。

● 父親の就業状況について

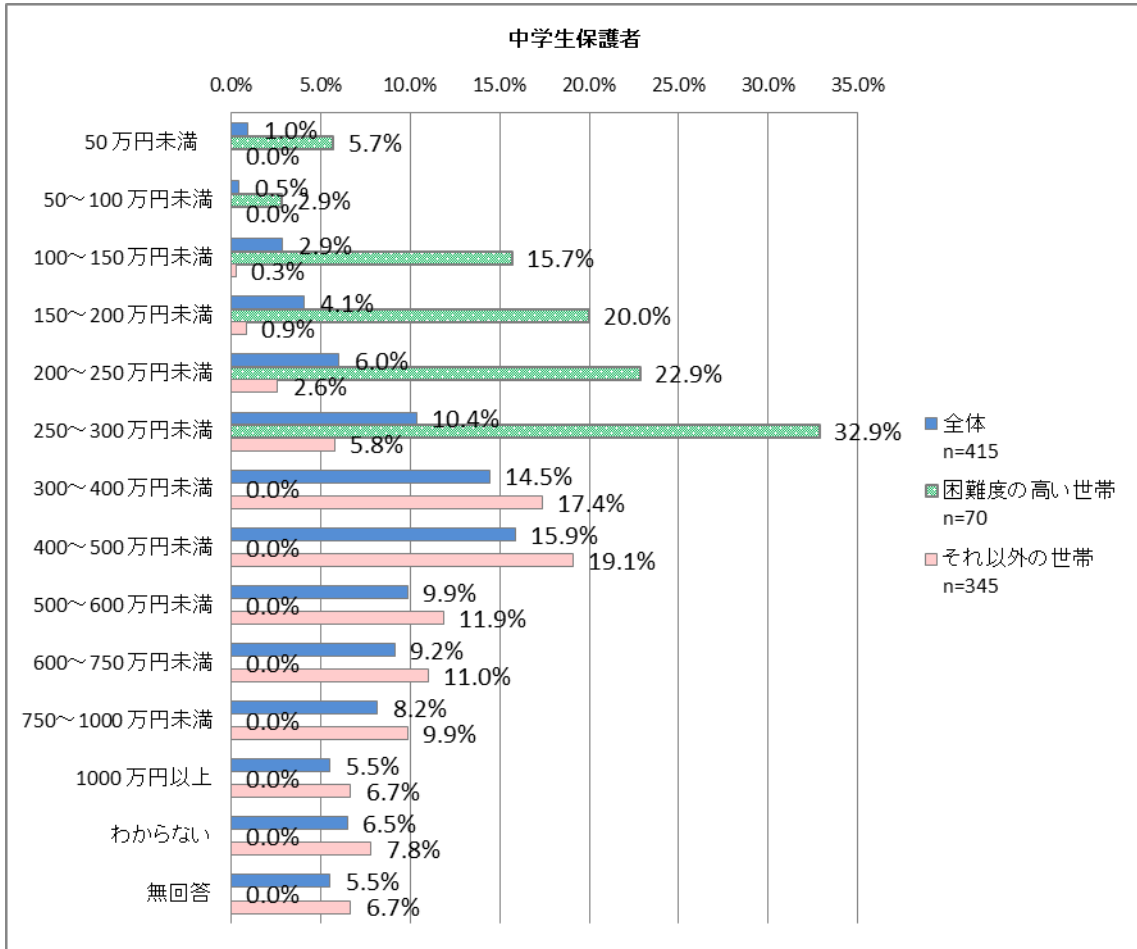


● 母親の就業状況について



「困難度の高い世帯」の親の就業状況は、「常勤・正規職員」の割合が低く非正規雇用の割合が他に比べて高くなっています。

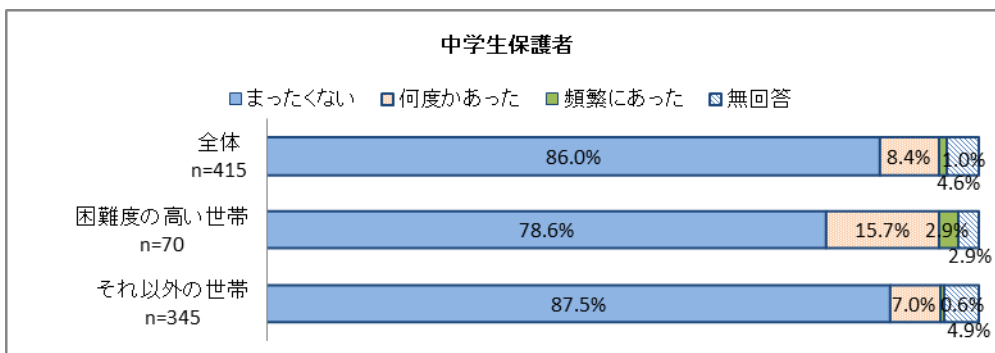
● 世帯の過去1年間の年収について



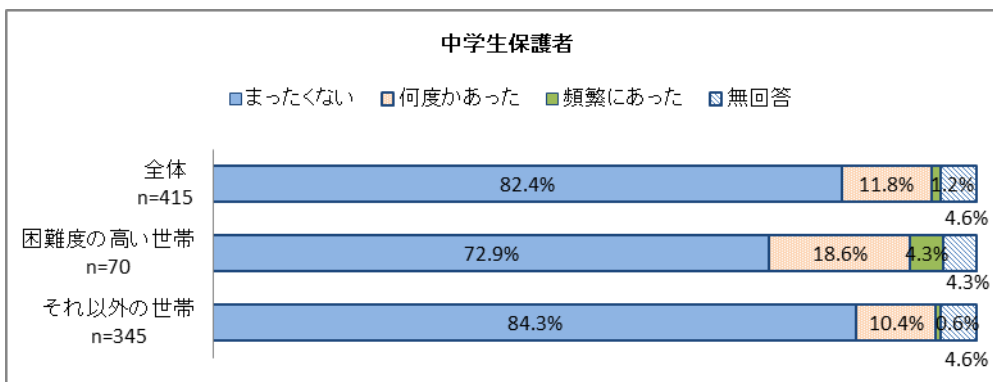
「困難度の高い世帯」の過去1年間の収入は、ほぼ300万円未満となっており、400万円を超える世帯はありませんでした。

● 世帯の過去1年間の困窮経験について

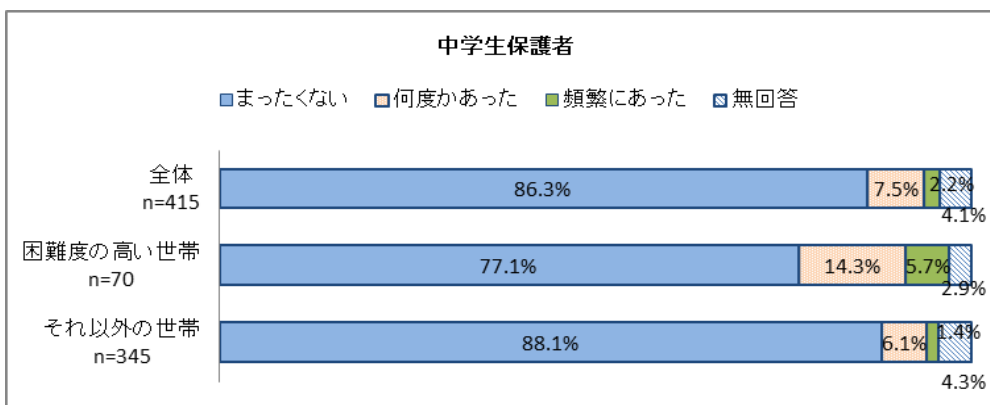
【必要な食料が買えなかった】



【必要な衣料が買えなかった】



【電気・ガス・水道料金の滞納】



困難度の高い世帯は、それ以外の世帯より困窮経験の割合が高い状況です。

## 第3章 計画の基本的な考え方

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 基本理念

#### ～子どもたちを健やかに育むまち・陸前高田～

(陸前高田市まちづくり総合計画基本目標4より)

### 基本目標

子どもの権利の  
尊重

子育て家庭への  
支援

地域全体で子育て  
支援

平成27年度にスタートした「子ども・子育て支援新制度」に基づき、国においては子どもを産み育てやすい社会の実現を目指しており、本市においても、保育ニーズや地域子ども・子育て支援ニーズに考慮した取り組みの充実を図り、幼児教育・保育の充実や、地域において子育て家庭を支援する体制の整備を進めてきました。

平成31年4月から10年間の計画期間である「陸前高田市まちづくり総合計画」（以下「まちづくり総合計画」という。）においては、多様化する保育サービスへの対応や、虐待や療育、子育て全般についての相談支援体制の整備とともに、関係機関との連携・調整を行いながら、多様な子ども・子育て家庭を支える社会の構築を目指し、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるとともに、子育て環境への積極的な支援を図ることを目標としています。

そこで、本計画においては、まちづくり総合計画の基本目標4「子どもたちをすこやかに育むまちづくり」から「～子どもたちを健やかに育むまち・陸前高田～」を基本理念とし、従来の子どもの権利を尊重し、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保証すること。保護者が子育ての第一義的責任を有することを前提としながら、地域や社会が保護者に寄り添いながら、地域全体において子ども・子育て家庭を支える社会の構築を目指し、第1期の基本理念だった「子どもの権利の尊重」「子育て家庭への支援」「地域全体で子育て支援」を基本目標とします。

# 1 計画の基本的な考え方

## (1) 子どもの権利の尊重

### ◆課題

- (1) 共働き家庭の増加により、就労形態や生活スタイルの多様化に伴って保育のニーズに変化があることからその対応が求められます。
- (2) 発達障害を含む障がいがある、特別な支援が必要な児童へのきめ細やかな教育支援の充実が求められます。
- (3) 要保護児童や養育支援が必要とする家庭に対し、関係機関と連携した早期発見と早期の介入の取り組みが必要です。
- (4) 親の就業状況、学歴と収入には正相関があること、学力の向上が貧困の連鎖防止に効果があることが判明しています。しかし、困難度が高い家庭の子どもは学習意欲が低かったり、進学費用等の経済的な理由で進学をあきらめざるを得なかったりする場合があります。

### ◆施策への取り組み

- (1) 市においては、認定子ども園の入所ニーズは高くありませんが、子育て家庭の就労形態や生活スタイルの多様化に 대응するためニーズに対応した認定こども園と保育所（園）の整備を図るとともに、研修等により保育士の資質向上を保育環境の整備に努めます。
- (2) 家庭環境に関わらず、子どもの学力が保障されるよう、学校教育における学力の保障を目指します。
- (3) 将来、子どもたちが社会人・職業人として自立できる基礎資質・能力を身に着けるため、キャリア教育を充実させていきます。
- (4) 子どもたちの個性と能力を最大限伸ばすことが出来るよう、一人ひとりの特性や発達段階に応じたきめ細やかな教育的支援の充実を図ります。
- (5) 地域及び関係者における障がいに対する理解を深めつつ、障がいの早期発見に努め、関係機関との連携のもと、一人ひとりの将来を見据えた一貫した支援の充実に努めます。
- (6) 要保護児童地域対策協議会を中心に要保護児童や養育支援を必要とする家庭等を早期に発見し、虐待の対応にあたるとともに、関係機関と連携を強化し、組織的に支援にあたります。
- (7) 心のケアが必要な児童への必要な支援と心理面のケアへの取り組みを継続します。

## (2) 子育て家庭への支援

### ◆課題

- (1) 経済的にゆとりがない家庭が、児童の年齢が上がるほど割合が上がり、経済的な理由により進路や就業において子どもの希望がかなえられない可能性があります。
- (2) 養育状況で「必要な食糧が買えなかった」「必要な衣類が買えなかった」世帯の、子どもに必要な栄養や生活必需品が確保できていない子どもへの対応が求められます。
- (3) ひとり親家庭（特に母子家庭）においては、子育てと生計を一人で担わなくてはならず、経済的、時間的にも余裕がない状況に置かれている場合があります。
- (4) 核家族化の進行により、児童虐待をはじめDVや養育に関する複雑な家庭問題が発生しており、相談支援体制の充実が求められます。

### ◆施策への取り組み

- (1) 子育てに係る経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てられるよう、各種支援制度の周知を図ります。
- (2) ひとり親の多くは、経済的に厳しい状況に置かれていることがあるため、ひとり親への経済的支援や相談支援を行い、生活の安定の推進に努めます。
- (3) 子育て世帯の経済的な不安の解消に向けた取り組みを行い、経済的理由により、希望する進路や就業の選択肢に制約が生じないように、環境の整備に努めます。
- (4) 子どもの居場所づくりや食糧支援を行う関係機関と連携を推進します。
- (5) 地域子育て支援拠点事業をはじめ、身近な場所で子育てにおける悩みや不安を気軽に相談できる環境の充実に努めます。
- (6) 家庭問題に関する相談への援助の充実を図り、子育て家庭への支援を図ります。

### (3) 地域全体で子育て支援

#### ◆課題

- (1) ニーズ調査において安心して出産や子育てをしやすい住居やまちの環境整備について、4割以上が充実を求めており、環境の充実が求められます。
- (2) ニーズ調査により約7割の家庭において「子どもの遊び場が少ない」と答えており、子どもを遊ばせることが出来る環境の充実が求められています。
- (3) 仕事と家庭生活の両立については、母親が育児休業を取得した割合が約5割に対し、父親はほぼ取得していない状況や、子どもが病気やけがで保育等の通所を休む場合も、約8割が母親が仕事を休んで看護したと答えており、緊急時の対応が働く女性にとって大きな課題となっています。

#### ◆施策への取り組み

- (1) 安心して子どもを連れて外出できる快適な生活の環境整備や、子どもが自然とふれあえる遊び場があるなど、子育てがしやすい環境の充実に努めます。
- (2) ハード面では、公共施設のバリアフリー化等を促進するとともに、ソフト面では住み慣れた地域で誰もが多様性を認め合い、個々の能力を生かしながら、安心して過ごすことが出来るよう、ノーマライゼーションの意識の向上を図ります。
- (3) 男性が自主的に、子育てに参画しパートナーとしての責任を分かち合うため、男性の家事・育児への参加を促進し、男女で協働して子育てを行っていくための意識の醸成を図ります。
- (4) 出産を希望し、妊娠・子育て中の従業員が働きやすい就労環境の整備を促進していくため、事業者に対し仕事と子育ての両立を支援する各種制度の周知と利用促進を図り、妊娠・出産・子育てに対する職場の理解に向けた啓発に努めます。

## 2 基本方針

今後の子ども・子育て支援の推進にあたっては、教育・福祉分野をはじめ、保健、労働などの子どもと家庭にかかわる関係分野が相互に連携し、すべての子どもと、子どもを取り巻く環境や地域社会を含めた取り組みが求められます。

本計画では、基本理念を実現するために次の11の基本方針を設定し、それらを柱として総合的に施策を推進します。

### (1) 幼児期の教育・保育の充実

少子高齢化の進行や核家族化の進行に加え、働き方の多様化により、子どもや子育て世帯の環境が大きく変化しています。

多様化する就労形態や低年齢層からの保育ニーズに対応した多様な保育サービスを提供できるよう、教育・保育施設等の充実を推進し、質を確保したうえで、子どもの受け皿の整備を図ります。

### (2) 教育機会の確保とキャリア教育の推進

グローバル化、情報化社会が進展する中、主体的な学びの力とコミュニケーション力を伸ばしていけるよう英語をはじめとした外国語教育の強化や国際理解を促進するための事業を推進するとともに、将来社会人として自立できる基礎的資質、能力の育成を図ります。

また、学校に登校していない児童、生徒に対してもきめ細やかな取り組みを行います。

### (3) 発達支援・療育支援体制の充実

子ども一人ひとりの発達に応じ、能力を伸ばすことが出来るよう支援を行うことが重要であり、障がいや支援が必要な子どもについても、発達段階に応じた成長ができるような配慮が必要です。

特に専門的な知識や技術を要する支援が必要な子どもとその家庭へのきめ細かな取り組みを推進します。

### (4) 要保護児童対策の取り組みの推進

児童虐待の発生予防、被害児童の保護・支援のため、職員の資質の向上を図り、より迅速・的確な対応、関係課のみならず県や関係機関との連携の強化等を図ります。

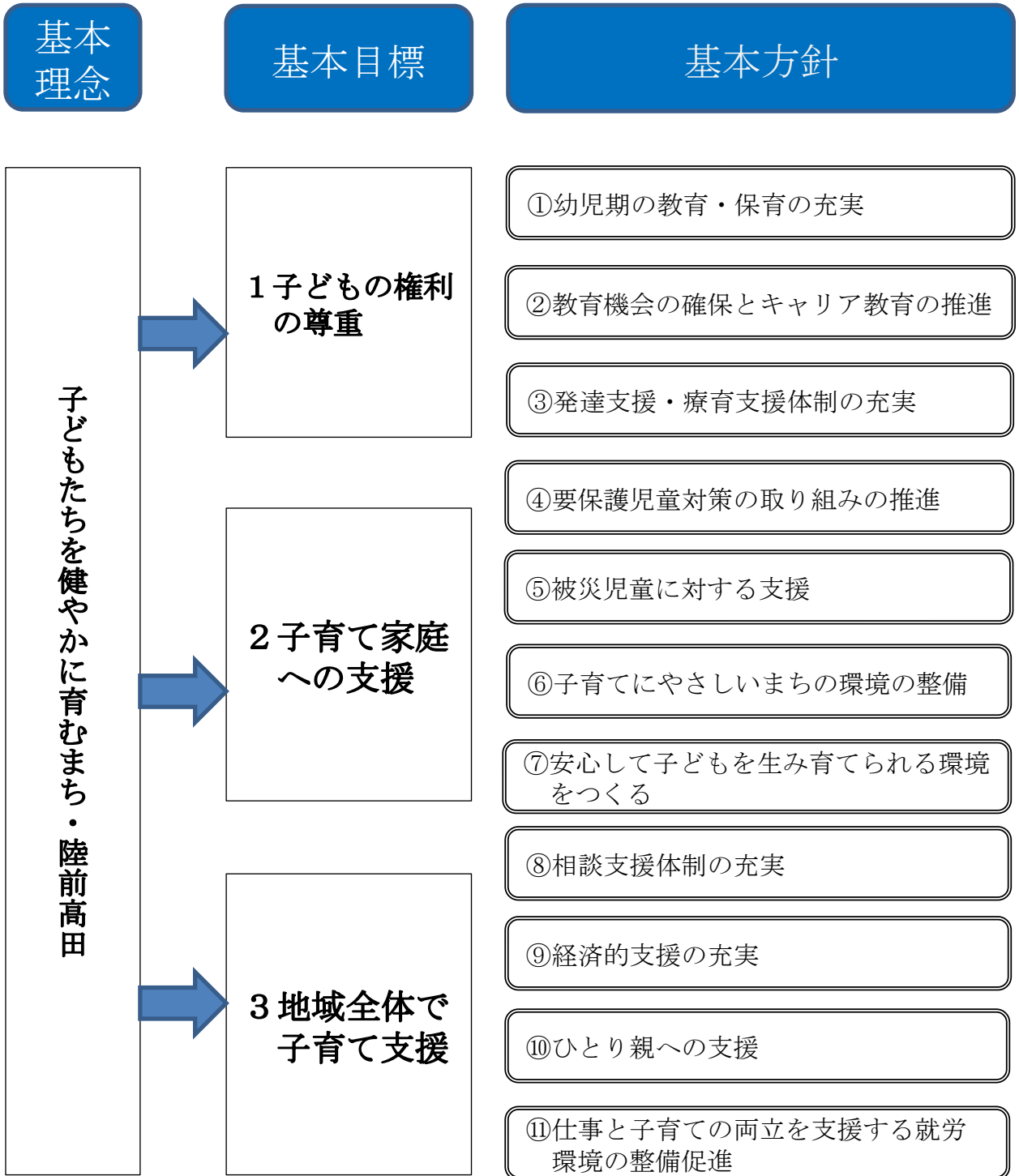
### (5) 被災児童に対する支援

東日本大震災等により被災した児童や心のケアが必要な児童に対し、成長に寄り添いながら、安定した生活を送ることが出来るよう支援します。

- (6) 子育てにやさしいまちの環境の整備  
子どもを安心して生み育てるためには、住環境、交通環境、建築物等の整備や防犯に考慮した安全・安心な地域社会の形成が重要です。安心して子育てができるまちづくりを推進し、すべての人々が地域社会において、健康で心豊かなゆとりある生活ができるよう、生活環境の整備を進めます。
- (7) 安心して子どもを生み育てられる環境の整備  
妊娠期から出産、乳児期、幼児期にわたり一貫した支援に向け、保健・福祉・医療・教育機関との連携を図りつつ、母子保健活動等を通じて発達段階に応じたきめ細やかな指導や情報提供を行うことで、母子の健康の健康確保と育児に対する不安の軽減、障がい等の早期発見・早期療育に努めます。
- (8) 相談支援体制の充実  
子育て支援センターをはじめ、身近な場所で子育てにおける様々な悩みや不安を気軽に相談できる環境の整備を図ります。
- (9) 経済的な支援の充実  
妊娠・出産から乳幼児期、少年期に至るまで、子育てに必要な費用は教育、保育、医療等多分野にわたっており、子育てに関する経済支援は、ニーズが多い分野の一つで、特に、ひとり親家庭や障がいのある子どもがいる家庭などがより支援を必要としています。  
このような状況を踏まえ、子育て家庭の経済的負担の軽減を目的とする各種支援を推進します。
- (10) ひとり親への支援  
ひとり親家庭では、子育てに十分な時間がかけられないなど子育ての悩みや経済的な負担感がみられるため、子育てに関する情報や経済的支援と併せ、相談支援等の推進に努めます。
- (11) 仕事と子育ての両立を支援する就労環境の整備促進  
女性の社会進出が増加するとともに、人々の働き方も多様化しています。事業主の理解と協力のもと、職場における仕事と子育てや家庭生活・地域生活が両立できる環境の整備を図り、父親と母親が協力して子育てを行い、子育ての楽しさと難しさを両者が共有できるよう、男性も育児に参加しやすい環境づくり及び意識啓発を推進します。

## 第4章 施策の展開

施策体系



# 1 子どもの権利の尊重

## (1) 幼児期の教育・保育の充実

子育て家庭の生活実態や意向を十分に踏まえた教育・保育の受け皿の整備を図るとともに、  
保育環境の整備に努めます。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
認定子ども園	就学前の子どもに関する教育・保育や地域における子育て支援を総合的に提供する機能を備えた「認定子ども園」の設置が推進されるよう支援し、幼保一元化を推進します。	子ども未来課
保育所（園）	保育を必要とする子どもの受け入れを行い、日々の保育を実施します。また、事業計画に基づき、適正な入所定員の確保に努めます。	子ども未来課
保育施設の充実	老朽化が進んだ保育施設の計画的な整備促進に努めます。	子ども未来課
家庭的保育事業	家庭的保育者が、居宅等の様々なスペースにおいて、家庭的な雰囲気のもと少人数（5人以下）の保育を必要とする乳児・幼児（原則として3歳未満）を対象に保育を実施する事業です。	子ども未来課
小規模保育事業	保育を必要とする乳児・幼児（原則として3歳未満）を対象に、定員6人以上20人未満の比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気での保育を実施する事業です。	子ども未来課
居宅訪問型保育事業	保育を必要とし、障害や疾病等により集団保育が著しく困難と認められる乳児・幼児などを対象に、その乳児・幼児（原則として3歳未満）の居宅において1対1を基本とする保育を実施する事業です。	子ども未来課
事業所内保育事業	企業が主として従業員の仕事と子育ての両立支援策として設置する事業所内保育施設において、その従業員の子どもや地域の子どもであって、満3歳未満の保育を必要とする乳児・幼児を保育する事業です。	子ども未来課
一時預かり事業	保護者の就労や、疾病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消のため、一時的に保育所などで保育を行います。	子ども未来課
延長保育事業	就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、通常保育を延長した保育を行います。	子ども未来課
病児・病後児保育事業	保育所や幼稚園等に通っている児童が病気又は病気回復期のため、集団生活が困難な場合に、一時的に預かることで保護者の子育てと就労を支援します。	子ども未来課
副食費の無償化	幼児教育の無償化に伴い保護者負担となる、保育や認定こども園の副食費（おかずやおやつ）について、3歳以上の児童の分を無償化し、子育て世代の負担軽減を図ります。	子ども未来課

## (2) 教育機会の確保とキャリア教育の推進

国際交流活動や学校や家庭、地域、企業等との連携を推進することで、主体的な学びの意欲や将来について考える広い視野を持ちながら進路選択ができるよう育成を図ります。また、コミュニケーション能力の向上を図り、これからの社会を生き抜く力と意欲を育てるとともに、きめ細かい相談支援や学習支援を行い、不登校児童等の教育機会の確保に努めます。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
適応支援事業	様々な理由で学校に行けない子どもや、保護者等へ教育相談やカウンセリング等を実施し、適応支援を図ります。	学校教育課
陸前高田グローバルキャンプ事業	外国人留学生や大学生とアクティビティ等を通じて英語に浸ることにより、英語を身近に感じ、コミュニケーション能力の向上と、グローバルな視野を持つ意識の養成を図ります。	学校教育課
英語技能検定料の助成	英語の基礎学力やコミュニケーション能力の向上と、目標を持ち英語力のレベルアップを実感し学習意欲の増進を図るため、検定に係る費用の助成を行います。	学校教育課
中学校職業理解学習事業	中学生が、国内の多種多様な企業の方々と交流することで、勤労に対する視野を広げ、進路を選択、決定できる能力である「人生設計力」の育成を図ります。	学校教育課

## (3) 発達支援・療育支援体制の充実

子どもたちの個性と能力を最大限伸ばすことができるよう、一人ひとりの特性や発達段階に応じたきめ細やかな教育的支援の充実を図ります。

また、地域及び関係者における障がいに対する理解を深めつつ、障がいの早期発見に努めるとともに、専門機関等との連携のもと、一人ひとりの将来を見据えた一貫した支援の充実に努めます。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
発達障がいに対する学習機会の拡充	学習障がいや注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症等の発達障がいについて、関係機関職員や保護者の理解を深めるための学習機会の充実を図ります。	子ども未来課 学校教育課
障がい等に関する研修実施及び参加促進	保育士や放課後児童クラブの指導員等を対象に、障がいに対する理解や知識の習得を図るための研修を実施するとともに、外部研修の受講を促進します。	子ども未来課
障がい児保育事業	障がいのある子どももない子どもも、同じ地域社会の中でともに育ち学んでいけるよう、障がい児を受け入れる保育施設を拡充するとともに、相談及び支援体制の拡充を図ります。	子ども未来課
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、自立促進と放課後の居場所づくりを推進していきます。	子ども未来課

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
日中一時支援事業	知的障がい者や障がい児の見守りなどの一時的な預かりや社会適応のための日常訓練を行える施設等の確保を図ります。	子ども未来課
特別支援教育支援員の配置	小・中学校において障がいのある児童生徒に対し、食事、排せつ、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童生徒に対し学習活動上のサポートを行えるようにしていきます。	学校教育課
児童発達支援事業	未就学の障がい児及び発達障がい等のある児童ならびにその保護者やその家族に対し、日常生活における基本的動作の指導、必要な知識や技能の付与等の訓練、支援相談等を行います。	子ども未来課
特別児童扶養手当の支給	障がいの程度に応じて、精神または身体に障がいを有する児童を養育している人に手当を支給します。	子ども未来課
ことばの教室・幼児言葉の教室	幼児期のことばに関する課題を解決することで、円滑な意思疎通による心の安定を図るとともに、積極的に人と関わる姿勢を育み、健やかな成長を促します。	学校教育課
障がい児の継続的な支援	就学時等障がい児のライフステージにおける、関係機関のスムーズな引き継ぎが出来るような体制づくりに努めます。	子ども未来課 学校教育課

#### (4) 要保護児童対策の取り組みの推進

要保護児童対策地域協議会を中心に、要保護児童や養育支援を必要とする家庭等を早期に把握し、虐待等の対応にあたりるとともに、関係機関との連携を強化し、組織的に養育に困難を抱える家庭への支援に努めます。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
児童虐待防止対策の強化	要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関の連携を強化し、支援を必要とする家庭の早期把握に努めます。また、虐待の啓蒙活動等、防止に向けて取り組みを行います。	子ども未来課
社会的養護への支援	児童相談所や児童養護施設等と連携し、里親の支援並びに里親の普及啓発に努めます。	子ども未来課
子育て世代包括支援センター	妊娠から子育てまで切れ目のない支援を実施します。また支援が必要と判断された世帯には支援計画を作成のうえ、安心して子育てが出来るよう支援を実施します。	保健福祉課 子ども未来課

(5) 被災児童に対する支援

東日本大震災等であつらい体験をした子ども達に、成長に寄り添った必要な支援や心理面のケアに努め、安定した生活ができるよう支援します。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
遺児・孤児への支援	遺児・孤児及びその家庭への支援を関係機関と連携し努めます。	子ども未来課 学校教育課
心のケアについて	スクールカウンセラーを配置し、心にダメージを負った児童生徒の心のサポートに努めます。	学校教育課

## 2 子育て家庭への支援

### (1) 安心して子どもを産み育てられる環境の整備

妊娠時から出産、乳児期、幼児期にわたり一貫した支援に向け、保健・福祉・医療・教育機関との連携強化を図りつつ、母子保健活動等を通じて発達段階に応じたきめ細やかな指導や情報提供を行うことで、母子の健康確保と育児に対する不安の軽減に努めます。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる家庭を保健師等が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。支援が必要な家庭には適切なサービスの提供を行うことで、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。	保健福祉課
妊婦健康診査事業	公費負担制度を利用して、妊婦健康診査を受けやすい環境を整えることで、妊婦の健康管理の向上に努めます。	保健福祉課
妊産婦支援事業	日常生活に困っている妊産婦に対して、家事等の支援を図ります。	保健福祉課
乳幼児健診	乳幼児を対象に集団健診、内科診察、身体測定、歯科健診等を行い、乳幼児の健康の保持増進を図ります。広報誌やホームページの掲載、個別通知等で受診勧奨のために周知・啓発を図ります。	保健福祉課
予防接種	予防接種法で定められた各予防接種の啓発や実施を行うことにより、疾病の発生・まん延を予防し、子どもたちの健康の保持・増進を図ります。	保健福祉課
歯科保健事業	虫歯の予防に努めるため、フッ素塗布やフッ素洗口、シーラントの充填など、子どもたちの歯の健康の保持・増進に努めます。	保健福祉課
食育の推進	発達段階に応じて子どもや親に対し、食に関する学習の機会や情報提供を行い、食を通じた豊かな人間性の形成と食への理解と関心を高める取り組みを行います。	保健福祉課 子ども未来課 学校教育課

## (2) 相談支援体制の充実

家庭児童相談室をはじめ、地域子育て支援拠点事業等、身近な場所で子育てにおける様々な悩みや不安を気軽に相談できる環境の充実を図ります。

また、子どもの発達・成長段階に応じて、一人ひとりの状況にあった適切な支援につなげられるよう、関係機関との一層の連携強化を図っていきます。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
家庭児童相談室事業	家庭婦人相談員が、電話や訪問などを通じて子どもや家庭に関する様々な相談に応じ、悩みごとの解決に向けて相談者と一緒に考えていきます。	子ども未来課
地域子育て支援拠点事業	乳幼児やその親を対象に、子や親同士のふれあいや、遊び場を提供します。また、子育てに関する悩みの相談への対応を行うとともに、子育て支援に関する情報提供を行います。	子ども未来課
子ども子育て総合相談支援事業	子育て支援センター相談員を設置し、子育ての不安や悩みに関する相談を継続的に行い、子育てを支援する体制づくりを確立していきます。	子ども未来課
利用者支援事業	身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施していきます。	子ども未来課
就学相談事業	就学予定の幼児及び児童生徒、保護者が抱える就学や特別支援等の悩みや問題に対し、組織的に課題解決に努めます。	学校教育課
適応支援事業	様々な理由で学校に行けない子どもや、保護者等へ教育相談やカウンセリング等を実施し、適応支援を図ります。	学校教育課

## (3) 経済的支援の充実

子育てに係る経済的負担を軽減し、安心して子どもを生き育てることができるよう、各種助成制度の周知を行うとともに、子育てについての経済的負担の軽減に努めます。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
医療費給付事業	子どもに対し適正な医療の機会を確保し、子育てに伴う家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的として、医療費の一部負担金を助成します。	保健福祉課
児童手当支給事業	中学校を卒業するまでの子どもを養育している方に、児童手当を支給します。	子ども未来課
実費徴収に係る補則給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。	学校教育課

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
子育て応援事業	子育て世帯を対象に、子育て用品や学用品等を購入できるクーポン券を配布し、子育て世帯の負担軽減を図ります。	子ども未来課
就学援助事業	経済的な理由により就学が困難と認められる児童の保護者に対し、学用品等に要する費用の援助を行います。	学校教育課
奨学金の貸付	経済的な理由により、高校、大学等への修学が困難な生徒・学生に奨学金を貸与するとともに、卒業後市内に就職した場合は、市内に住所を有する期間の返済を免除します。	学校教育課
フードバンク事業	給食のない長期休暇期間において、生活困窮等により、十分な食事を摂ることが出来ない子どもがいる懸念から、支援を必要とする家庭へ食糧支援を実施します。	子ども未来課
子ども食堂への支援	子どもの孤食を防ぎ、安心できる居場所として「子ども食堂」への支援を実施します。	子ども未来課
衣料品の支援	制服等学校で必要となる衣料品などについて、リサイクルすることにより、経済的な負担の軽減を支援します。	子ども未来課

#### (5) ひとり親への支援

ひとり親家庭の多くは、子育てと生計をひとりで担わなければならない、特にも経済的に厳しい状況におかれていることが多いため、ひとり親に対して経済的支援や相談支援を行い、母子家庭等の生活の安定の推進に努めます。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、子どもの福祉の増進を図るため、児童扶養手当法に基づき手当を支給します。	子ども未来課
高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の母又は父が資格取得（看護師や介護福祉士等）のために1年以上のカリキュラムを修業する場合に、修業期間中、高等職業訓練促進給付金等事業を支給し、自立の促進や生活の負担を軽減します。	子ども未来課
自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の母又は父が職業能力開発のため講座（指定講座）を受講した場合、受講料の6割相当額（12,000円以上20万円以内）を給付します。	子ども未来課
ひとり親家庭医療費助成事業	母子及び父子家庭に対し、医療費の助成を行い、生活の安定と福祉の増進を図ります。	子ども未来課

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭の父母等が、就労や就学などで資金が必要となった時に、県から貸付を受けられ、父母の経済的自立を支援します。	子ども未来課
生活保護受給者等就労自立促進事業	児童扶養手当を受給している父母等へ雇用部門や福祉部門が連携し、効率的・効果的な就労支援を実施します。	子ども未来課

### 3 地域全体で子育て支援

#### (1) 地域全体で子育て支援

多様化する就労形態や共働き家庭等の「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、子どもの居場所づくりやファミリーサポートセンターなど地域ぐるみによる子育て支援体制の充実を図ります。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
放課後児童健全育成事業	小学校に就学している児童で、保護者が就労等により昼間家庭にいない場合に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて児童の健全育成を図ります。	子ども未来課
放課後子ども教室運営事業	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用した、子どもの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を実施します。	管理課
子育て短期支援事業	保護者の病気、疲労等により家庭において養育することが一時的に困難になった児童や、経済的な理由により緊急一時的に保護が必要になった母子の養育・保護を行います。	子ども未来課
養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	養育支援が必要でありながら自分から支援を求めることができない家庭を早期に発見し、必要な訪問等支援を行い、家庭での安定した児童の養育が可能となるように努めます。	子ども未来課
ファミリーサポートセンター	仕事と家庭生活の両立ができる環境整備を促進するために、育児の援助を行いたい者と、これらの援助を受けたい者が会員として組織をつくり、相互援助を行います。	子ども未来課
子どもの居場所づくりの推進	子どもたちが、放課後等において安心して過ごせる居場所づくりを進めることにより、孤立を防ぎ、健やかな成長を支援します。	子ども未来課
子育て支援人材の確保と育成	保育士、特別支援教育支援員や放課後児童クラブ支援員等の子育て支援人材の確保に努めます。	子ども未来課
コミュニティ・スクール(学校運営協議会)	学校と地域住民等が、協働して学校の運営に取り組み、特色のある学校づくりを推進します。	学校教育課
防災教育の推進	津波や地震、台風等の自然災害から命を守るために、適切な措置がとれるよう思考力や判断力の習得に努めます。	学校教育課

(2) 子育てにやさしいまちの環境の整備

公共施設等のバリアフリー化等を促進し環境整備に努めます。

また、親子が自由に遊べる安全な遊び場の確保をするため、公園等の整備を図ります。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
子どもの遊び場の確保	地域の安全な遊び場を確保するため、公園等の設置や、地域の素材を生かした遊び場の確保に努めます。	子ども未来課
安全に通行ができる道路環境の整備	安全安心な歩行空間として、主要な道路や通学路などの歩道の新設やバリアフリー化を関係機関と連携し整備を図ります。	建設課
公共施設等のバリアフリー化	公共施設等において、授乳スペースや、多目的トイレの設置など、安心して子どもを連れていけるよう環境整備に努めます。	関係各課

(3) 仕事と子育ての両立を支援する就労環境の整備促進

出産を希望し、妊娠・子育て中の従業員が働きやすい就労環境の整備を促進していくため、事業者等に対し仕事と子育ての両立を支援する各種制度の周知と利用促進を図るとともに、妊娠・出産・子育てに対する職場の理解に向けた啓発に努めます。

事業名	事業の概要及び今後の方針	担当課
誰もが活躍できる社会の推進	一人ひとりがあらゆる分野に対等に参画し、個性や能力を發揮できるよう活動を推進します。	関係各課
各種制度の周知	雇用関係機関や経済団体と連携しつつ、啓発チラシや各種セミナー、育児に関するポスター掲示等により次世代育成支援推進法及び関係法令の周知を図ります。	商政課
職場における子育て等に対する理解促進	妊娠・出産や子育てに対する職場の理解を促進するための啓発を行い、多様で柔軟な働き方を選択しやすい就労環境づくりを促進します。	商政課
ユニバーサル就労支援センター	働きづらさを抱えている全ての人に、社会との関係性を回復し、その人なりの働き方を実現することを支援します。	保健福祉課

# 第5章 教育・保育施設及び地域 子ども子育て支援事業の充実

# 第5章 教育・保育施設及び地域子ども子育て支援事業の充実

## 1 市町村子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により、市町村は「基本指針」に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画(市町村子ども・子育て支援事業計画)を定めることとされています。

また、同条第2項において、計画に掲載すべき事項が定められており、その内容は以下のとおりとなっています。

### (1) 幼稚園や保育所などに関する需給計画

区域ごとに、計画期間の5か年それぞれの教育・保育施設の利用見込み数と地域型保育事業の利用見込み数に対し、その見込み数に見合う施設を確保していくための計画を定める必要があります。

### (2) 地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画

(1)と同様に、区域内の地域子ども・子育て支援事業に関する計画を定める必要があります。

地域子ども・子育て支援事業とは以下の13事業をいいます。

- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| ①利用者支援事業     | ⑧ファミリーサポートセンター事業  |
| ②延長保育事業      | ⑨乳幼児全戸訪問事業        |
| ③放課後児童健全育成事業 | ⑩養育支援事業           |
| ④子育て短期支援事業   | ⑪妊婦健康診査事業         |
| ⑤地域子育て支援拠点事業 | ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| ⑥一時預かり事業     | ⑬多様な主体の参入促進事業     |
| ⑦病児・病後児保育事業  |                   |

## 2 教育・保育提供区域

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

なお、この設定区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要量を見込むためのものであり、区域ごとに各施設・事業等の利用が制限されるものではありません。

### (1) 教育・保育に係る区域

#### 【1号認定＝教育利用】

利用希望等から、区域を限定せず、市内全域を1区域とします。

量の見込みは、過去3年間の入所数及び割合に、今後の地域の人口推計から算出しています。

#### 【2号及び3号認定＝保育利用】

地理的条件や社会的条件を踏まえ、保育サービスを身近な地域で利用できるように、小学校区の8区域とします。

量の見込みは、過去3年間の入所数及び割合に、今後の地域の人口推計から算出しています。

### (2) 地域子ども・子育て支援事業に係る区域

基盤整備や事業実施上の効果などを総合的に勘案し、市内全域を1区域とします。

### 3 教育・保育の確保方策の概要

確保方策		区域	令和元年度 (定員)	令和4年度 (定員)	令和6年度 (定員)	増減
1	教育・保育施設 (保育所、認定子ども園)	市全域	581	561	561	0
		矢作	30	30	30	0
		横田	40	40	40	0
		竹駒	40	40	40	0
		気仙	90	70	70	▲20
		高田	141	141	141	0
		米崎	100	100	100	0
		小友	60	60	60	0
		広田	80	80	80	0
2	地域型保育事業 (小規模保育事業、家庭的 保育事業、事業所内保育事 業、居宅訪問型保育事業)	市全域	0	0	0	0
		矢作	0	0	0	0
		横田	0	0	0	0
		竹駒	0	0	0	0
		気仙	0	0	0	0
		高田	0	0	0	0
		米崎	0	0	0	0
		小友	0	0	0	0
		広田	0	0	0	0
合計		市全域	581	561	561	▲20

## ■ 表の見方

		②支給認定/年齢区分				
		1号		2号		3号
①計画年度	年 齢	満3歳以上	満3歳以上	満3歳未満		
				1歳・2歳	0歳	
① R 2年度	必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	教育	保育	保育	保育
	確保方策	教育・保育施設				
		地域型保育事業				
③教育利用見込み数	確保合計					

④保育利用見込み数  
(0歳、1・2歳、3-5歳)

⑤施設・事業区分  
【教育・保育施設】  
幼稚園、保育所、認定子ども園  
【地域型保育事業】  
小規模保育、家庭的保育、事業  
所内保育、居宅訪問型保育

⑥教育利用見込み  
数に対する幼稚  
園・認定子ども  
園の確保定員数

⑦保育利用見込み数に対する  
保育所・認定子ども園・地域  
型保育事業の確保定員数

※2号の利用見込み数が「教育」と「保育」に分かれているのは、保育の必要性がある「保育（2号）認定」を受けられる共働き家庭のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者について、幼稚園において定員数を確保するため。

#### 4 教育・保育の需給計画（量の見込みと確保方策）

### 総括表（市全域）

支給認定区分		1号	2号		3号	
年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
					1歳・2歳	0歳
必要利用定員総数 （量の見込み）		教育	教育	保育	保育	保育
		5	0	302	152	22
		5		476		
確保 方策	教育・保育施設	40	316	154	51	
	地域型保育事業			0		
確保合計		40	316	154	51	
			521			

支給認定区分		1号	2号		3号	
年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
					1歳・2歳	0歳
必要利用定員総数 （量の見込み）		教育	教育	保育	保育	保育
		5	0	295	149	22
		5		466		
確保 方策	教育・保育施設	40	316	154	51	
	地域型保育事業			0		
確保合計		40	316	154	51	
			521			

支給認定区分		1号	2号		3号	
年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
					1歳・2歳	0歳
必要利用定員総数 （量の見込み）		教育	教育	保育	保育	保育
		5	0	285	147	25
		5		457		
確保 方策	教育・保育施設	40	316	154	51	
	地域型保育事業			0		
確保合計		40	316	154	51	
			521			

		支給認定区分		1号	2号		3号	
		年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
							1歳・2歳	0歳
R 5年度	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育	
			5	0	264	142	21	
			5		427			
	確保 方策	教育・保育施設	40		316	154	51	
		地域型保育事業			0			
	確保合計		40		316	154	51	
					521			

		支給認定区分		1号	2号		3号	
		年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
							1歳・2歳	0歳
R 6年度	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育	
			5	0	260	138	21	
			5		419			
	確保 方策	教育・保育施設	40		316	154	51	
		地域型保育事業			0			
	確保合計		40		316	154	51	
					521			

(1) 教育利用に係る量の見込みと確保方策

市全域

R 2年度	支給認定区分		1号	2号
	年齢		満3歳以上	満3歳以上
	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育
			5	0
			5	
	確保方策	教育・保育施設	1	
確保合計		40		

R 3年度	支給認定区分		1号	2号
	年齢		満3歳以上	満3歳以上
	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育
			5	0
			5	
	確保方策	教育・保育施設	1	
確保合計		40		

R 4年度	支給認定区分		1号	2号
	年齢		満3歳以上	満3歳以上
	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育
			5	0
			5	
	確保方策	教育・保育施設	1	
確保合計		40		

R 5年度	支給認定区分		1号	2号
	年齢		満3歳以上	満3歳以上
	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育
			5	0
			5	
	確保方策	教育・保育施設	1	
確保合計		40		

R 6年度	支給認定区分		1号	2号
	年齢		満3歳以上	満3歳以上
	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育
			5	0
			5	
	確保方策	教育・保育施設	1	
確保合計		40		

(2) 保育利用に係る量の見込みと確保方策（地区別）

矢作

R 2年度	支給認定区分		1号	2号		3号	
	年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
						1歳・2歳	0歳
	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
			0	0	13	7	1
			0		21		
確保 方策	教育・保育施設	0		17	9	4	
	地域型保育事業	0		17		0	0
確保 合計	0					17	9
		0		30			

R 3年度	支給認定区分		1号	2号		3号	
	年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
						1歳・2歳	0歳
	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
			0	0	13	7	1
			0		21		
確保 方策	教育・保育施設	0		17	9	4	
	地域型保育事業	0		17		0	0
確保 合計	0					17	9
		0		30			

R 4年度	支給認定区分		1号	2号		3号	
	年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
						1歳・2歳	0歳
	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
			0	0	12	7	1
			0		20		
確保 方策	教育・保育施設	0		17	9	4	
	地域型保育事業	0		17		0	0
確保 合計	0					17	9
		0		30			

		支給認定区分		1号	2号	3号		
		年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
R5年度		必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
						0	0	12
				0		19		
確保 方策	教育・保育施設	0		17	9	4		
	地域型保育事業				0	0		
確保合計		0		17	9	4		
						30		

		支給認定区分		1号	2号	3号		
		年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
R6年度		必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
						0	0	11
				0		17		
確保 方策	教育・保育施設	0		17	9	4		
	地域型保育事業				0	0		
確保合計		0		17	9	4		
						30		

# 横田

支給認定区分		1号	2号		3号		
		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満		
年 齢					1歳・2歳	0歳	
R 2年度	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
			0	0	18	9	1
			0		28		
	確保 方策	教育・保育施設	0		28	10	2
		地域型保育事業	/		/	0	0
	確保合計		0		28	10	2
				40			

支給認定区分		1号	2号		3号		
		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満		
年 齢					1歳・2歳	0歳	
R 3年度	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
			0	0	18	9	1
			0		28		
	確保 方策	教育・保育施設	0		28	10	2
		地域型保育事業	/		/	0	0
	確保合計		0		28	10	2
				40			

支給認定区分		1号	2号		3号		
		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満		
年 齢					1歳・2歳	0歳	
R 4年度	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
			0	0	17	9	1
			0		27		
	確保 方策	教育・保育施設	0		28	10	2
		地域型保育事業	/		/	0	0
	確保合計		0		28	10	2
				40			

		支給認定区分	1号	2号		3号	
		年齢	満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
R5年度		必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	教育	保育	保育	保育
					0	0	16
			0		26		
確保 方策	教育・保育施設		0	28	10	2	
	地域型保育事業		/		/		0
確保合計			0	28	10	2	
					40		

		支給認定区分	1号	2号		3号	
		年齢	満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
R6年度		必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	教育	保育	保育	保育
					0	0	16
			0		25		
確保 方策	教育・保育施設		0	28	10	2	
	地域型保育事業		/		/		0
確保合計			0	28	10	2	
					40		

# 竹駒

支給認定区分		1号	2号		3号	
年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
					1歳・2歳	0歳
必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
		0	0	25	13	2
		0		40		
確保 方策	教育・保育施設	0	25		12	3
	地域型保育事業	/		/		
確保合計		0	25		12	3
			40			

支給認定区分		1号	2号		3号	
年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
					1歳・2歳	0歳
必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
		0	0	24	12	2
		0		38		
確保 方策	教育・保育施設	0	25		12	3
	地域型保育事業	/		/		
確保合計		0	25		12	3
			40			

支給認定区分		1号	2号		3号	
年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
					1歳・2歳	0歳
必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
		0	0	23	13	2
		0		38		
確保 方策	教育・保育施設	0	25		12	3
	地域型保育事業	/		/		
確保合計		0	25		12	3
			40			

		支給認定区分	1号	2号		3号			
		年 齢	満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満			
R5年度	必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	教育	保育	保育	保育			
		0	0	2	2	1	2		
		0		3				6	
	確保 方策	教育・保育施設	0		2	5	1	2	3
		地域型保育事業	0		2		5	1	2
	0						0		
	確保合計		0		2		5	1	2
				4				0	

		支給認定区分	1号	2号		3号			
		年 齢	満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満			
R6年度	必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	教育	保育	保育	保育			
		0	0	2	1	1	1	2	
		0		3				4	
	確保 方策	教育・保育施設	0		2	5	1	2	3
		地域型保育事業	0		2		5	1	2
	0						0		
	確保合計		0		2		5	1	2
				4				0	

# 気仙

支給認定区分		1号	2号		3号		
		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満		
必要利用定員総数 (量の見込み)					教育	教育	保育
R 2年度	年齢				1歳・2歳	0歳	
			0	0	18	9	2
			0		29		
	確保 方策	教育・保育施設	0		31	24	15
		地域型保育事業	/		0		
	確保合計				0		31
				70			

支給認定区分		1号	2号		3号		
		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満		
必要利用定員総数 (量の見込み)					教育	教育	保育
R 3年度	年齢				1歳・2歳	0歳	
			0	0	18	9	1
			0		28		
	確保 方策	教育・保育施設	0		31	24	15
		地域型保育事業	/		0		
	確保合計				0		31
				70			

支給認定区分		1号	2号		3号		
		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満		
必要利用定員総数 (量の見込み)					教育	教育	保育
R 4年度	年齢				1歳・2歳	0歳	
			0	0	17	9	1
			0		27		
	確保 方策	教育・保育施設	0		31	24	15
		地域型保育事業	/		0		
	確保合計				0		31
				70			

		支給認定区分		1号	2号		3号	
		年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
R5年度				教育	教育	保育	保育	保育
						0	0	16
				0		26		
確保 方策	教育・保育施設			0	31	24	15	
	地域型保育事業					0		
確保合計				0	31	24	15	
					70			

		支給認定区分		1号	2号		3号	
		年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
R6年度				教育	教育	保育	保育	保育
						0	0	16
				0		26		
確保 方策	教育・保育施設			0	31	24	15	
	地域型保育事業					0		
確保合計				0	31	24	15	
					70			

# 高田

		支給認定区分	1号	2号		3号	
		年 齢	満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
R 2年度	必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	教育	保育	保育	保育	
		5	0	73	37	5	
	5			115			
	確保 方策	教育・保育施設	40	60	31	10	
		地域型保育事業	/		0	0	
	確保合計		40	60	31	10	
			101				

		支給認定区分	1号	2号		3号	
		年 齢	満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
R 3年度	必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	教育	保育	保育	保育	
		5	0	71	36	6	
	5			113			
	確保 方策	教育・保育施設	40	60	31	10	
		地域型保育事業	/		0	0	
	確保合計		40	60	31	10	
			101				

		支給認定区分	1号	2号		3号	
		年 齢	満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
R 4年度	必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	教育	保育	保育	保育	
		5	0	67	35	6	
	5			108			
	確保 方策	教育・保育施設	40	60	31	10	
		地域型保育事業	/		0	0	
	確保合計		40	60	31	10	
			101				

		支給認定区分	1号	2号		3号	
		年齢	満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
R5年度	必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	教育	保育	保育	保育	
		5	0	64	33	5	
		5		102			
	確保 方策	教育・保育施設	40		60	31	10
		地域型保育事業	/		/	0	0
	確保合計	40				60	31
					101		

		支給認定区分	1号	2号		3号	
		年齢	満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
R6年度	必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	教育	保育	保育	保育	
		5	0	63	33	5	
		5		101			
	確保 方策	教育・保育施設	40		60	31	10
		地域型保育事業	/		/	0	0
	確保合計	40				60	31
					101		

# 米崎

		支給認定区分	1号	2号		3号	
		年 齢	満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
R2年度	必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	教育	保育	保育	保育	
		0	0	68	34	5	
		0		107			
	確保 方策	教育・保育施設	0	60	32	8	
		地域型保育事業	/		0	0	
	確保合計		0	60	32	8	
				100			

		支給認定区分	1号	2号		3号	
		年 齢	満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
R3年度	必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	教育	保育	保育	保育	
		0	0	66	33	5	
		0		104			
	確保 方策	教育・保育施設	0	60	32	8	
		地域型保育事業	/		0	0	
	確保合計		0	60	32	8	
				100			

		支給認定区分	1号	2号		3号	
		年 齢	満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
R4年度	必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	教育	保育	保育	保育	
		0	0	66	32	8	
		0		106			
	確保 方策	教育・保育施設	0	60	32	8	
		地域型保育事業	/		0	0	
	確保合計		0	60	32	8	
				100			

		支給認定区分		1号	2号	3号		
		年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
R5年度		必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
						0	0	59
				0		96		
確保 方策	教育・保育施設			0	60	32	8	
	地域型保育事業			/		0	0	
確保合計				0	60	32	8	
					100			

		支給認定区分		1号	2号	3号		
		年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
R6年度		必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
						0	0	58
				0		94		
確保 方策	教育・保育施設			0	60	32	8	
	地域型保育事業			/		0	0	
確保合計				0	60	32	8	
					100			

# 小友

		支給認定区分	1号	2号		3号	
		年 齢	満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
R 2年度	必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	教育	保育	保育	保育	
		0	0	4 2	2 1	3	
	0			6 6			
	確保 方策	教育・保育施設	0	4 5	1 2	3	
		地域型保育事業	/		0	0	
	確保合計		0	4 5	1 2	3	
			6 0				

		支給認定区分	1号	2号		3号	
		年 齢	満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
R 3年度	必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	教育	保育	保育	保育	
		0	0	4 1	2 1	3	
	0			6 5			
	確保 方策	教育・保育施設	0	4 5	1 2	3	
		地域型保育事業	/		0	0	
	確保合計		0	4 5	1 2	3	
			6 0				

		支給認定区分	1号	2号		3号	
		年 齢	満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
R 4年度	必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	教育	保育	保育	保育	
		0	0	3 8	2 0	3	
	0			6 1			
	確保 方策	教育・保育施設	0	4 5	1 2	3	
		地域型保育事業	/		0	0	
	確保合計		0	4 5	1 2	3	
			6 0				

		支給認定区分	1号	2号		3号	
		年 齢	満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
					1歳・2歳	0歳	
R 5年度	必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	教育	保育	保育	保育	
		0	0	36	20	3	
		0		59			
	確保 方策	教育・保育施設	0	45	12	3	
		地域型保育事業	/		/		0
	確保合計		0	45	12	3	
				60			

		支給認定区分	1号	2号		3号	
		年 齢	満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
					1歳・2歳	0歳	
R 6年度	必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	教育	保育	保育	保育	
		0	0	36	20	3	
		0		59			
	確保 方策	教育・保育施設	0	45	12	3	
		地域型保育事業	/		/		0
	確保合計		0	45	12	3	
				60			

# 広田

支給認定区分		1号	2号		3号		
		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満		
年 齢					1歳・2歳	0歳	
R 2年度	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
			0	0	45	22	3
			0		70		
	確保 方策	教育・保育施設	0	50		24	6
		地域型保育事業	/		/		0
	確保合計		0	50		24	6
					80		

支給認定区分		1号	2号		3号		
		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満		
年 齢					1歳・2歳	0歳	
R 3年度	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
			0	0	44	22	3
			0		69		
	確保 方策	教育・保育施設	0	50		24	6
		地域型保育事業	/		/		0
	確保合計		0	50		24	6
					80		

支給認定区分		1号	2号		3号		
		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満		
年 齢					1歳・2歳	0歳	
R 4年度	必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
			0	0	45	22	3
			0		70		
	確保 方策	教育・保育施設	0	50		24	6
		地域型保育事業	/		/		0
	確保合計		0	50		24	6
					80		

		支給認定区分		1号	2号	3号		
		年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
R5年度		必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
						0	0	39
				0		63		
確保 方策	教育・保育施設			0	50	24	6	
	地域型保育事業			/		0	0	
確保合計				0	50	24	6	
					80			

		支給認定区分		1号	2号	3号		
		年 齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
R6年度		必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
						0	0	39
				0		63		
確保 方策	教育・保育施設			0	50	24	6	
	地域型保育事業			/		0	0	
確保合計				0	50	24	6	
					80			

## 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

### (1) 地域子ども・子育て支援事業の確保方策（整備計画）の概要

事業名		目標単位	令和 元年度	令和 6年度	増減
1	利用者支援事業		0	0	0
2	延長保育事業	延べ人数	275	320	45
3	放課後児童健全育成事業・放課後子ども教室事業	児童数	220	300	80
4	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	延べ人数	20	20	0
5	地域子育て支援拠点事業	延べ人数	2,000	3,000	1,000
6	一時預かり事業（保育所等）	延べ人数	30	150	120
	一時預かり事業（幼稚園）	延べ人数	55	100	45
7	病児・病後児保育事業	延べ人数	0	120	120
8	ファミリー・サポート・センター事業	延べ人数	0	120	120
9	乳児全戸訪問事業	実施人数	100	120	20
10	養育訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	実施人数	35	35	0
11	妊婦健診事業	実施人数	100	120	20

※各年度は、当該年度中に整備等が終了し、翌4月1日から事業実施しているものを含む

(2) 地域子ども・子育て支援事業の需給計画（量の見込みと確保方策）

事業名		実施時期（年度）	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1	利用者支援事業	量の見込み（か所）	利用状況等により検討				
		確保方策（か所）	利用状況等により検討				
2	延長保育事業	量の見込み（延べ人数）	300	320	320	320	320
		確保方策（か所）	5	5	5	5	5
3	放課後児童健全育成事業・ 放課後子ども教室	量の見込み【放課後児童クラブ】（児童数）	200	200	200	200	200
		量の見込み【子ども教室】（児童数）	50	100	100	100	100
		確保方策【放課後児童クラブ】（か所）	8	8	8	8	8
		確保方策【子ども教室】（か所）【うち一体型】	8【7】	8【7】	8【7】	8【7】	8【7】
4	子育て短期事業	量の見込み（述べ人数）	20	20	20	20	20
		確保方策（か所）	1	1	1	1	1
5	地域子育て支援拠点事業	量の見込み（延べ人数）	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
		確保方策（か所）	4	4	4	4	4
6	一時預かり事業	保育所等	量の見込み（述べ人数）	150	150	150	150
			確保方策（か所）	8	8	8	8
	幼稚園	量の見込み（述べ人数）	100	100	100	100	
		確保方策（か所）	1	1	1	1	

※3 「放課後児童健全育成事業・放課後子ども教室」の一体型の実施か所  
横田小、竹駒小、気仙小、高田小、米崎小、小友小、広田小

事業名		実施時期（年度）		令和 2年度	令和 3度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
7	病児・病後児保育事業	量の見込み	(延べ人数)	120	120	120	120	120
		確保方策	(か所)	1	1	1	1	1
8	ファミリーサポートセンター事業	量の見込み	(延べ人数)	0	120	120	120	120
		確保方策	(か所)	0	1	1	1	1
9	乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み	(実施人数)	120	120	120	120	120
		確保方策	(実施人数)	120	120	120	120	120
10	養育訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	量の見込み	(実施人数)	35	35	35	35	35
		確保方策	(実施人数)	35	35	35	35	35
11	妊婦健康診査	量の見込み	(実施人数)	120	120	120	120	120
		確保方策	(実施人数)	120	120	120	120	120

### (3) 確保の考え方

将来の保育ニーズに対しての定員は確保できているため、既存の施設体制を維持するとともに、今後見込まれる可能性がある教育ニーズに対応できるよう認定子ども園の充実等を検討していきます。量的な部分だけでなく、保育士等研修等により質の向上も図ります。

地域子育て支援事業については、事業実施が必要とされるものも多く、実施に向け検討していきます。

各種保育事業だけでなく、子どもと自由に遊べる公園の整備、子どもを連れて安心して外出できる環境の整備や、震災等により受けた子どものストレスのケア等、保育だけでなく、子どもが自由に遊べ、安心して暮らせるような環境づくりも計画の中での重要事項です。

本市においては今後の街づくりや人口の推移の中で保育ニーズが変化していく可能性が高いことから、今回策定した計画の内容にとらわれず、子どもや子育て家庭が何を必要としているか常に把握し、計画期間の中で、陸前高田市の子どもや子育て家庭にとって「最善の計画」となるよう、子ども・子育て会議によって計画の見直しや、事業実施に向けて努めていくことが必要と考えます。

## 第6章 放課後子ども総合プランに基づく行動計画

# 第6章 放課後子ども総合プランに基づく行動計画

## 1 趣旨・目的

「放課後子ども総合プランは」は共働き家庭の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験や活動を行うことが出来るよう、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備を進めるために策定するプランです。

本市では、この「放課後子ども総合プラン」に基づき、次のような行動計画を定め、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を推進し、子どもの居場所づくりに努めます。

## 2 行動計画

内 容	行 動 計 画
放課後子ども教室の令和5年度までの実施計画	全ての児童が放課後等における多様な体験・活動を行うことができるよう、地域住民等の参画を得ながら、市内全小学校区での実施を目指します。
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策	一体型又は連携型による放課後児童クラブと放課後子ども教室の共通プログラムを実施するためには、各スタッフが共通認識を持ち、企画段階から連携していきます。同一学区で放課後子ども教室と放課後児童クラブを実施している場合は、双方の関係者で話し合いを行い、必要に応じて学校とも協議することとします。
小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の活用に関する具体的な方策	放課後児童クラブと放課後子ども教室活動場所については、学校教育活動に支障のないよう、余裕教室の利用や特別教室、体育館等の一時利用を学校と連携し、推進します。
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	総合的な放課後対策については、必要に応じて総合教育会議を活用し協議、検討をしていきます。 放課後児童クラブの所管課である子ども未来課と放課後子ども教室の所管課である管理課、及び学校施設の所管課である学校教育課による協議を行い、連携を深めます。
特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	特別な配慮を必要とする児童への適切な育成支援を図るため、放課後児童支援員等（以下「支援員等」という。）への研修等による資質向上を支援するとともに、支援員等の加配についても配慮していきます。

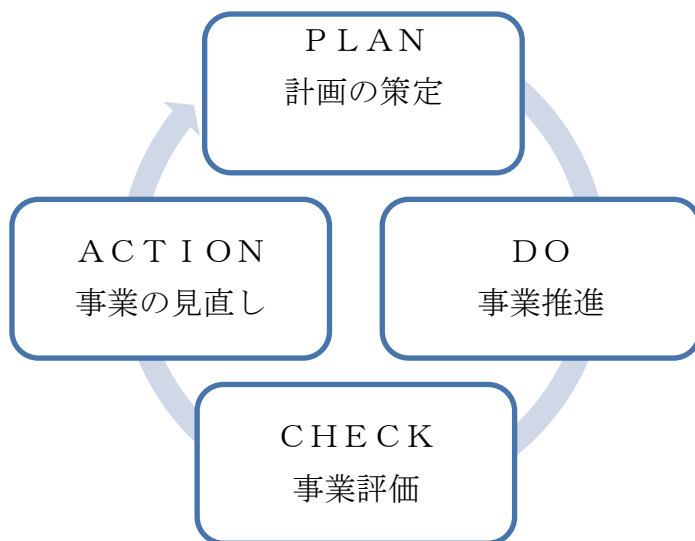
内 容	行 動 計 画
<p>地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組み</p>	<p>放課後児童クラブの開所時間については、地域の実情に応じて開所しているところであり、放課後児童健全育成事業により支援していきます。</p>
<p>各放課後児童クラブが、その役割をさらに向上させていくための方策</p>	<p>家庭と支援員等と連携を図りながら、支援員等への研修等により、必要な知識と技術の習得、向上に努めていきます。</p>
<p>各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策</p>	<p>放課後児童クラブにおいては、地域との交流や連携、事業の周知を積極的に図り、児童や保護者、地域に対して運営の内容を周知するよう努めていきます。</p>

## 第7章 計画の推進

## 第7章 計画の推進

子育てを取り巻く環境は、時流とともに変化していきます。

本計画を時流に合った現実的な計画として推進していくためには、P D C Aサイクルに基づいて、計画の実施状況について点検・評価し、必要に応じて問題点や課題の検討等を行い、改善や見直しなど必要な措置を講じていくこととします。



### 1 推進体制

計画の推進にあたり、子育て家庭、子育てに関わる事業者・関係団体をはじめ、多くの市民の方の理解と協力が重要であることから、策定した計画について、地域社会全体の取り組みとして、効果的な推進を図ります。

また、計画について、保護者、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「陸前高田市子ども・子育て会議」等において、各年度の計画の進捗状況を把握し、事業の充実や見直しについての協議を行い、本計画の効果的な進行管理に努めます。

### 2 計画の広報・啓発

地域社会全体で、すべての子どもの育ちと子育てを支援していくためには、市民や企業、関係団体の理解や協力、参画なくしては実現できません。市のホームページ、広報、パンフレット等を活用し、本計画について理解促進を図ります。

# 陸前高田市子ども・子育て支援事計画 (第2期)

令和2年3月

発行 陸前高田市

編集 陸前高田市福祉部子ども未来課

〒029-2292

陸前高田市高田町字鳴石42番地5

TEL 0192-54-2111 FAX 0192-55-6118